

平成 28 年度

多様な学習を支援する高等学校の推進事業

単位制の定時制高等学校におけるソーシャルワーカー支援体制の構築

～ 単位制・定時制高等学校における生徒の社会的包摂～

事業成果報告書（2 年次）

静岡県立静岡中央高等学校

研究概要

1 調査研究課題名

単位制の定時制高等学校におけるソーシャルワーカー支援体制の構築
～単位制・定時制高等学校における生徒の社会的包摂～

2 調査研究のねらい

平成 27 年度の調査研究を実施して、以下の点が課題として浮かび上がった。

- (1) 組織的対応の更なる改善
- (2) スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の認知度の向上
- (3) 教員の SSW への援助要請の促進
- (4) SSW とスクールカウンセラー（以下「SC」という。）との連携の検討
- (5) 事例の蓄積と教員の対応スキルの向上
- (6) 複数・常駐型 SSW 配置の有効性の向上
- (7) 支援対象となった生徒や保護者への効果の測定

平成 28 年度の調査研究においては、これらの課題を踏まえ、SSW の複数・常駐型配置の有効性について考察を行うとともに、どのような位置付けが SSW の活動を促進し、既存の校内組織の活性化につながるのか、教員の SSW に対する認知度の向上や援助要請のしやすさにつながるのか、支援対象となった生徒や保護者への効果測定の工夫などを中心に調査研究を行うこととした。

3 調査研究の内容

- (1) SSW を有効に活用するために平成 27 年度に描いた校内組織を検証し、複雑なシステムを抱える本校の実態に即した問題解決の流れを探った。
- (2) SSW を有効に活用するために教職員の SSW に対する認知度と生徒指導における対応力についてアンケート調査し、前年度と比較した。
- (3) 前年度から在籍している生徒と本年度入学した生徒に SSW の認知度の差をアンケートにより調査した。また、SSW の支援を経験した生徒を対象に満足度等についてアンケート調査を行った。
- (4) 本年度の指導・支援事例を基に、SSW の見立てや支援策等について整理した。
- (5) 県内の高等学校に配置されている SSW の意見を基に、常駐型配置と派遣型配置の長所・短所について整理した。
- (6) SSW を有効に活用するために先進事例等の視察を行った。
- (7) 質問紙を利用し、潜在的に支援を必要としている生徒の把握を行った。
- (8) SSW と関わりがあった生徒、保護者から SSW の支援による効果などについて聞き取りを行った。

目 次

学校概要	1
スクールソーシャルワーカーの人材、配置形態等	3
SSW の校内組織への位置付けと小規模チームの有効性の検証	4
教職員アンケート調査（教員の SSW に関する認知状況）	11
生徒アンケート調査（生徒の SSW に関する認知状況）	14
今年度の指導・支援事例	17
スクールソーシャルワーカー常駐型配置の有効性の考察	22
先進事例等の視察報告	26
質問紙による生徒の実態調査	32
生徒、保護者から見た SSW の効果検証のための聞き取り	36
XI 平成 28 年度 SSW 活用に関する実践報告	38
X 課題と今後の取組	39
参考資料 1 教員対象「SSW に関するアンケート（認知度の変化）」	41
教員対象「SSW に関するアンケート（対応力・スキルアップ）」	42
参考資料 2 生徒対象「スクールソーシャルワーカーに関するアンケート」	43
生徒対象「 ” （裏面） SSW の広報を含む」	44
多様な学習を支援する高等学校の推進事業検討会議委員名簿	45

注…本報告書内でスクールソーシャルワーカーを SSW、スクールカウンセラーを SC と表記する。

学校概要

1 調査研究校（学校名、課程、学科、校長名）

静岡県立静岡中央高等学校 単位制による定時制の課程普通科、校長：丹治 正

2 設立年、設置課程・学科

平成5年4月1日開校

定時制課程：県内初の単位制、三部制の定時制として開校、普通科

通信制課程：静岡県立静岡城北高等学校通信制から移行、単位制、普通科

3 年次、生徒数、学級数（平成28年5月1日現在）

	プライマリー	1・2年次	卒年次	休学・未登録	合計
学級数	11	24	11	3	49
生徒数	143	335	159	26	663

4 年齢別生徒数（5月1日現在）（人）

年齢	生徒			科目履修生		
	男	女	計	男	女	計
15	79	71	150			
16	76	74	150	1		1
17	95	70	165			
18	50	34	84	1		1
19	24	31	55			
20	11	10	21			
21	3	7	10			
22	8	1	9			
23		2	2			
24	1	2	3			
25	2		2			
26	1	2	3			
27	1	1	2			
28		1	1			
29		1	1			
30		1	1			
34	1	1	2	1		1
38		1	1	1		1
41		1	1	1		1
42					1	1
51以上	0	0	0	2	11	13
61以上	0	0	0	16	53	69
71以上	0	0	0	23	33	56
81以上	0	0	0	4	6	10
計	352	311	663	50	104	154

5 コース別生徒数（5月1日現在）（人）

	男	女	計
aコース	214	193	407
bコース	114	108	222
cコース	24	10	34
計	352	311	663

6 日課表

【表1】

時 限	時 間	学習時間帯 （コース）
1時限 2時限	8:40 ~ 10:10	aコース
3時限 4時限	10:25 ~ 11:55	
休憩（1） 昼休み	11:55 ~ 12:40	
5時限 6時限	12:40 ~ 14:10	
清掃	14:10 ~ 14:20	
職員打合せ	14:25 ~ 14:35	
7時限 8時限	14:40 ~ 16:10	
休憩（2） 夕休み	16:10 ~ 17:30	cコース
9時限	17:30 ~ 19:00	
10時限 11時限 12時限	19:15 ~ 20:45	
下校	20:55	

7 職員構成

定時制	職名	校長	副校長	教頭	教諭	養護教諭	主任実習助手	臨時講師	就職支援指導員	非常勤講師	非常勤養護教諭	外国語指導講師	事務長	主幹	主査	主任	副主任	主事	臨時事務員	主任技能員	非常勤嘱託員	校医等	薬剤師	団体雇用職員
	人数	1	1	2	58	2	1	3	1	9	1	1	1	1	5	2	0	1	0	1	3	5	1	1

8 職員（常勤の教員ほか）の勤務時間帯

【表2】

A 勤務	8:30 ~ 17:00	39 人
B1 勤務	10:20 ~ 18:50	11 人
B2 勤務	10:35 ~ 19:05	7 人
C 勤務	12:30 ~ 21:00	11 人

9 静岡中央高等学校定時制の課程の特色

- ・単位制であるため学年がない。
- ・ゼミ（クラスに相当）は17人以下の小集団で、それぞれにゼミ担任がつく。
- ・学年集団の代わりに4つの「年次」集団が構成されている。
 - 「プライマリー」（中学校新卒者の集団）
 - 「1・2年次」（中学校新卒者とその年度の卒業予定者を除いた生徒の集団：2集団）
 - 「卒年次」（その年度に卒業が可能な生徒の集団）
- ・自分で授業を選び、自分で時間割を作る。自分の生活スタイルや学習ペースに合わせて学習を行う。
- ・生徒の学習時間帯がaコース、bコース、cコースの3種類に分かれている。それに合わせる形で職員の勤務時間帯がA勤務、B1勤務、B2勤務、C勤務の4種類ある。
- ・午前から夜間まで授業が設定されているため、一般的な学校の放課後にあたる時間帯がない。職員の会議や打合せに充てられるのは、夕休みの時間帯のうちA勤務の職員の勤務時間内である午後4時20分から5時までの40分間である。

10 所在地、電話番号、FAX番号

所在地：〒420-8502 静岡市葵区城北二丁目29番1号

電話番号：054-209-2431 FAX番号：054-209-2278

スクールソーシャルワーカーの人材、配置形態等

1 人材

平成 27 年度に任用した 3 人のうち 2 人が継続、平成 28 年度に 1 人を新規で任用した。
 詳細については、以下のとおり。 【表 3】

	性別	主な資格等	主な職歴	義務教育の SSW	本校勤務
M 氏	女	社会福祉士	独立型社会福祉士事務所 代表、日本福祉大学非常勤講師、静岡英和学院大学 " 静岡家庭裁判所家事調停委員	掛川市教育委員会 SSW	2 年
I 氏	女	社会福祉士 精神保健福祉士	静岡市地域生活支援センター、静岡福祉大学 SSW		2 年
K 氏	男	社会福祉士	独立型社会福祉士事務所 共同代表、一般社団法人 T 代表理事、社会福祉法人 S 育児院、早稲田大学非常勤講師、東北福祉大学 "、静岡大学教職大学院 "	静岡市教育委員会 SSW・スーパーバイザー	1 年

2 配置形態

複数・常駐型で静岡中央高等学校定時制の課程に勤務している。

3 勤務形態

前年度は、月曜日から金曜日までの各曜日に、少なくとも一人の SSW を配置できた。平成 28 年度も計画の段階では、各曜日に少なくとも一人が配置するよう計画していたが、SSW の勤務が他団体の業務と重なり、調整不能であったため木曜日に配置することができなかった。

曜日・時間帯別勤務一覧

【表 4】

基本時間帯	月	火	水	木	金
12:30 ~ 17:30	M 氏、I 氏、 K 氏	K 氏	/	/	M 氏
14:30 ~ 17:30	/	/	I 氏	/	I 氏

表中の SSW は p.3【表 3】に示す 3 人

4 主な勤務（活動）場所

生徒相談室、生涯学習室

生徒相談室がスクールカウンセラーのカウンセリング等で重複する場合に生涯学習室を使用

5 主な勤務内容

(1) アウトリーチ

校内巡回、生徒への声掛け（生徒ホール、学習スペース、保健室、図書室等）

(2) 相談対応

ア 生徒や保護者からの相談（本人自ら来室、担任や相談室・保健室等からの紹介）

イ 教職員からのケース対応相談

(3) 情報収集・整理・確認

ア 情報収集・確認（相談室、保健室、進路室、担任、事務室（減免手続等）ほか）

イ SC と相談・情報共有

ウ 生徒や保護者との面談

エ ケースについて SSW 同士で情報の整理・共有

オ インテークシートの作成

カ 年次会への出席

(4) 対応方針の検討

ア 対応について SSW 同士で協議

イ 生徒対応について担任や年次主任、管理職等と打合せ

ウ ケース会議、ミニケース会議の開催

(5) 支援のための行動

ア 外部機関（児相、家児相、市役所の生活支援部署、自立支援施設、医療機関、他校等）への連絡・調整

イ 外部機関と生徒・保護者の話合いに同席（アドボカシー）

ウ 生徒の医療機関受診時の同行

(6) 評価・報告

ア ケース対応について報告（年次主任・担任等の関連教員）

イ 管理職への報告

ウ 年次主任・関係課室・特別支援教育コーディネーターとの意見交換

(7) 研修

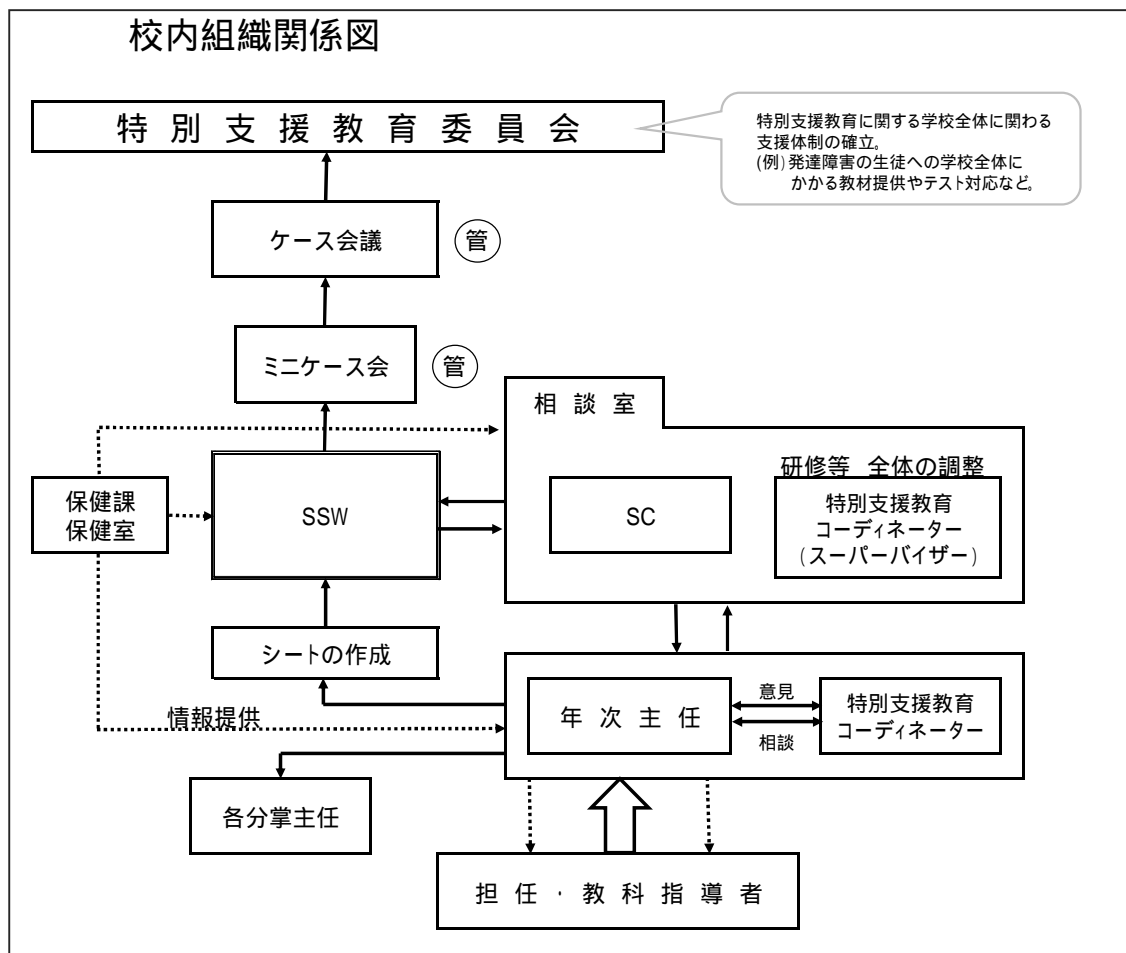
ア 教職員向け研修

イ 教職員向け広報紙の作成

SSW の校内組織への位置付けと小規模チームの有効性の検証

1 校内組織における SSW の位置付け

平成 27 年度の 12 月に全職員に対して「校内組織関係図」p.5【図 1】を示し、平成 28 年度から運用を試みた。本校は、の学校概要に示したとおり、生徒の学習時間や職員の勤務時間など多くの点において、一般的な高等学校とは異なっている。SSW の位置付けについて、当初狙った効果が実際に運用してみて有効であったかを、次の(1)～(4)の項目について検証してみた。



(1) 特定の分掌に属さない機動性の高いSSWの位置付け

機動性を持たせるためSSWを特定の分掌に属することなく独立した位置付けとした。この点においては、保健室、相談室をはじめとする校内の各分掌・組織から直接アプローチが可能のため、狙いどおりの機動性を持たせることができた。一例として、保健室で生徒のリスクを察知したケースにおいては、他の部署を経由せず直接SSWに連絡をとり、必要に応じて関係者を招集することができ、早い対応が可能となった。支援内容の決定、外部機関との連携等については、その都度管理職と直接連絡を取り合いながらスムーズに進めることができた。位置付けとしては、問題なく機能しているので次年度以降もこの体制を維持したい。

(2) キーパーソンとしての年次主任

本校は単位制であるため学年集団がないが、4つの年次集団(中学校新卒者の集団、中学校新卒者以外の1・2年次の2集団、年度内に修得する単位で卒業が可能な卒年次集団)が構成されており、それぞれに年次主任が配置されている。当初、生徒に関する情報を年次主任に集約し、年次主任が特別支援教育コーディネーターと連携しながら校内の繋ぎ先を方向付けていく流れを強化するよう努めた。しかし、担任が直接教頭や副校長に相談するという学校文化が根強く、まず初めに年次主任に相談するという流れができるには至らなかった。また、p.2【表2】に示すとおり各教員の勤務時間が4種類と複雑であるため、年次主任の勤務時間外や授業時間の不在時に問題への対応を迫られ

ても、必要な時に連携がとりにくかったり、スピーディな対応ができなかったりといった状況が少なからず見られた。以上のように、今年度は当初の計画のような年次主任のキーパーソンの役割が十分に機能したとは言えず、課題が残った。

(3) 特別支援教育コーディネーターの増員と役割分担

平成 27 年度まで 2 人体制であった特別支援教育コーディネーターを 4 人に増員した。2 人は主に年次主任と連携し個への対応を業務とし、別の 2 人は学校全体にかかる研修や全体調整等の企画調整の役割を担うことを意図して、4 人体制を開始した。

年次主任との連携を役割とする 2 人は、主に月一回開かれる年次会において、各年次の状況把握に努めたが、年次主任に情報が集まる流れが機能しにくい学校体制のためか、コーディネーターが十分に役割を果たしたとは言えず、課題が残った。

研修・全体調整等の企画調整を役割とする 2 人は、新入生・在校生とも年度および学期はじめ、中間試験前、夏休み後、授業終了後に学習面で支援が必要な生徒の情報を収集し、一覧にまとめ、全教員が情報を共有できるようにした。1 月 20 日に開催された第 5 回校内研修会においては、研修テーマを「生徒個々を大切に支援していくこと」とし、SSW と協働して内容を企画し、研修内容の一部で SSW を講師として活用した。このことは、本年度の新たな試みであり、特別支援教育コーディネーターとしての役割を果たせたと言える。また、授業に出席することが難しい生徒について、担任や SC、SSW、保健室を繋ぎ、情報共有し、対応することができた。

年次主任のキーパーソンの役割が機能しにくい校内体制の中にあっては、特別支援教育コーディネーター 4 人体制初年度ということもあり、明確に役割分担し業務の焦点化を図るには至らなかった。今後も 4 人体制を維持し、役割の定着を図るとともに年次主任との連携を活発化し、(2)に示した年次主任のキーパーソン化への課題解決に繋げたい。

(4) スクールソーシャルワーカー (SSW) とスクールカウンセラー (SC) の連携

SC の勤務が週 1 日であるため、当日カウンセリング時間帯の前後に、SC とその曜日に勤務している SSW (今年度は 1 名) さらに養護教諭、相談室担当等が同席して情報共有を行っている。これは、全て生徒本人や保護者の了解のもとでなされている。この際、その日のカウンセリング内容とは直接関わりがなくても、SSW が抱えている事案等についての情報共有が行われ、SC の立場から、特に心理的支援での意見や助言を請うこともあった。

昨年度には見られなかった取組として、SC が生徒のカウンセリングを実施している同時間帯に、SSW がその生徒の保護者と面談をするといった、心理的支援・福祉的支援を相互が協働で行う場面が見られた。これはそれぞれの持つ専門性を補完し合い、より有効な支援ができた良い例だと考える。

また、SSW 間では 3 人揃って勤務する月曜日を中心に、SC からの情報を含めた情報共有・引継ぎの場が設けられている。そのため、SSW および SC が共通で抱えている事案については共有がなされ、連携が図れていると言える。

現状では、SSW の活動が個への支援が多いため、生徒には SC による相談と混同され

ているようだ。p.p.36-37「支援を受けた生徒の声」の内容からもその様子が窺える。今後、SSWによる支援をより有効なものにするためには、まず教職員がSSWの支援領域を適確に理解することが不可欠である。1月20日の第5回校内研修会において、SSWのK氏を講師に招き短時間ながらスクールソーシャルワークに関する講義を受けた。教職員の理解はある程度深まったと思われるが、今後も同様の研修を重ねることが必要だと感じている。スクールソーシャルワークに関する理解が深まれば、生徒の支援要請の内容がSSWの領域なのかSCの領域なのか、また協働が必要なのかを教員自身で見極められるようになることが期待される。SSWやSCの専門性を有効に活用することに繋がるとともに、よりスムーズな支援が可能になるものと考えられる。

2 小規模チームによる対応の有効性

職員の複雑な勤務時間や生徒個々の所属コース（学習時間帯）などの本校特徴により、生徒への直接的支援、間接的支援に充てる時間が制限されるのは不可避である。職員が共通して会議等に充てられる時間帯は、7・8時限後の午後4時10分からの夕休み時間のうち、A勤務の職員の勤務時間終了の午後5時までの50分間である。現実的には40分程度を確保するのが精一杯の状態である。（p.1【表1】及びp.2【表2】参照）一方、本校では授業時間（45分）を2連続させて90分授業を展開しているため、少ない人数であれば授業のない時間を利用して集合し、打合せをすることができ、夕休みの長さ以上の時間を確保できる。

生徒の問題に対応すべき教員が年次、分掌、教科、部活動など多数必要な場合には、短時間であっても夕休みの40分間を活用するしかないが、ケース会議を招集する労力と時間、拘束する人数に見合うだけの成果をあげるには40分のケース会議では不十分であることがほとんどであった。昨年度来実施してきたケース会議の形態は、独特で複雑な仕組みの本校には不向きであることが体験的に分かってきた。反対に、緊急性のあるケースで一度に大勢の教員が集合できない場合や、支援対象生徒と関係性の深い者だけで当面の対策を検討する場合などに、小規模集団によるミニケース会議を重ねることで機動力のある対応をする方が、本校には有効に機能するのではないかと考えた。

そこで本年度の実践においては、意図的にミニケース会議の頻度を増やしてみた。そのことによる支援対象生徒への支援効果や、ミニケース会議など小規模集団で対応することの有効性を、対応にあたった教職員の感想などをもとに振り返ってみたい。なお、実施したミニケース会議を時系列で以下のp.7【表5】に示す。

<ミニケース会議実施一覧>

【表5】

参加者の略称：管 = 管理職、担 = 担任、旧担 = 旧担任、相 = 相談室担当、数字は人数

	期日	年齢	男女	内容（主訴）	職員
1	5/10	17	女	父親の暴力に関する事	管、担、相2、SSW2
2	5/25	17・17	女・男	妊娠・出産に関する事	管、担、相2、SSW2、市児相
3	5/27	29	女	家族の病気に関する事	担、旧担、SSW2
4	6/3	17	女	父親の暴力に関する事	管2、担、相2、SSW2
5	6/6	17	男	本人の家庭内暴力に関する事	管、担、SSW2
6	6/10	17	女	父親の暴力に関する事	管、担、相2、SSW2

7	6/13	17	男	本人の家庭内暴力に関する事	管、担、相2、SSW2
8	6/13	17	男	本人の家庭内暴力に関する事	管、担、相2、SSW2
9	6/15	19	女	家出等に関する事	管、担、相2、SSW2
10	6/20	17	女	家出等に関する事	管、相、相2、SSW2
11	6/24	17・17	女・男	妊娠・出産に関する事	管、担、相2、SSW2、市児相
12	6/24	17	女	両親の暴力及び不登校に関する事	管、相、相2、SSW2
13	6/27	17・17	女・男	妊娠・出産に関する事	管、担、相2、SSW2、市児相
14	7/1	19	男	進路に関する事(発達、家庭の経済状況)	管、担、相、SSW
15	7/1	20	女	進路に関する事(障害及び家庭の問題)	管、担、進路課、相、SSW2
16	7/4	17・17	女・男	妊娠・出産に関する事	管、市教委、SSW3
17	7/8	17	男	家庭の経済状況に関する事	管、担、SSW3
18	7/11	16	女	SC及び医療との連携に関する事	担、相、SSW2
19	7/11	16	女	SC及び医療との連携に関する事	担、相、SSW2
20	7/12	17	男	家庭の経済状況に関する事	管、担、相、SSW2
21	7/13	19	男	進路に関する事(発達、家庭の経済)	担、相、SC、SSW
22	7/15	19	男	進路に関する事(発達、家庭の経済)	管、担、SSW
23	7/19	19	男	進路に関する事(発達、家庭の経済)	管、担、SSW
24	7/22	20	女	進路に関する事(福祉的就労の可能性)	管、進路課、相、SSW2
25	7/25	17	男	本人の暴力に関する事	管、SSW2
26	7/25	17	男	発達障害における対応に関する事	管2、担、相、SSW3
27	8/9	17	男	家庭の経済と学費制度に関する事	管、担、事務室、SSW2
28	8/22	17	男	家庭の状況に関する事	管、担、SSW2
29	8/22	22	女	家庭の経済状況に関する事	管、SSW2
30	9/5	17	男	福祉施設利用に関する事	管、担、相、SSW3
31	9/5	20	女	進路に関する事	管、担、相、SSW2
32	9/12	15	女	児相との連携に関する事	管3、年次主任、SSW
33	9/28	17	女	家出等に関する事	管、担、相、SSW
34	10/3	19	女	不登校及び進路に関する事	管、担、相、SSW2
35	10/5	17	女	家庭の状況に関する事	管、担、相、SSW
36	10/19	17	男	非行と他部署との連携に関する事	管、担、SSW
37	10/24	15	女	非行と他部署との連携に関する事	管、SSW3
38	10/28	17	女	不登校と家庭の状況に関する事	管、相、SSW2
39	10/28	18・18	女・男	妊娠・出産に関する事	管、相、SSW2
40	11/2	18・18	女・男	妊娠・出産及び今後の生活に関する事	管、相、SSW
41	11/21	20	女	情緒不安定に関する事	管、保健室、SSW3
42	11/22	17	男	非行と他部署との連携に関する事	管、担、SSW
43	12/5	17・17	女・男	妊娠・出産に関する事	管、担、相2、保健室、SSW3
44	12/7	17・17	女・男	妊娠・出産に関する事	管、担、相2、保健室、SSW3
45	12/12	17・17	女・男	妊娠・出産に関する事	管、担、相2、保健室、SSW3
以上、平成28年12月までの記録					

静岡市児童相談所の担当者が加わったの比較的大規模なミニケース会議から管理職とSSWのみの小規模なものまで、頻繁にミニケース会議を実施した。p.5 1(2)に年次主任の関わり方が意図したとおりにならず、課題が残ったと記したが、ミニケース会議への出席事例も少なかった。これは複雑な勤務時間による制約に加え、従来から問題解決の流れの中に年次主任が組み込まれていなかったことによるものだと考える。また、上の表からミニケース会議に管理職が頻繁に関わっていることが分かる。これは、問題が発生した場

合、担任等の担当者から直接教頭に報告されることが主な原因だと考える。次年度以降は、年次主任がミニケース会議に出席する流れを作り、各事例への関与を促進したい。

一方、機動力を生かしたミニケース会議を通じて、問題への迅速な対応が可能になった。必要最小限の人員でミニアセスメントとミニプランニングを行い、その後関わるべき職員に対応策を順次伝達していく流れができたと思われる。また、頻繁にミニケース会議を開催することで、出席した教職員を中心に SSW の有効性や問題への対応スキルが浸透したようである。これらはミニケース会議を頻繁に行ったことによるよい効果である。

そのことを示すゼミ担任の感想をミニケース会議出席者の声として以下に挙げる。

<ミニケース会議出席者の声>

【1・2年次ゼミ担任】

問題を抱える生徒本人からの相談ではなく、その友人からの間接的な相談というケースでした。その友人からの聞き取りで当該生徒の生命の安全は確認できたものの、相談が生徒本人からではないだけに、担任としてそれ以上の介入は難しいように思われました。しかし SSW から外部機関(保健福祉センター)との連携の提案があり、そのメリット・デメリットについてミニケース会議で話し合った結果、提案の通り保健福祉センターと連携を取ることになりました。このケースでは学校として問題を抱える生徒本人と直接関わることはできませんでしたが、SSW の見立てのとおり保健福祉センターが生徒本人に必要な情報を与えたり生徒の思いを聞き取りする役割を果たしてくれました。元来の学校組織ではそこまでの対応はできなかったと思います。

そのほかにも担任する2人の生徒について、ミニケース会議を開いていただき、SSW にも関わっていただきました。担任として生徒や保護者からの情報を最初にキャッチする立場で感じるのは、生徒の置かれている状況や生徒自身の思いはめまぐるしく変化するということです。そういった緊迫した中で、関係する職員にすぐにその状況を伝えることができ、また、対応も迅速に行えるという点でミニケース会議はたいへん心強く感じています。

【1・2年次ゼミ担任】

家庭内暴力の件で、担任する生徒への対応を SSW 含め、小規模集団で行っています。

支援対象の生徒は、アスペルガー障害・睡眠障害・読字障害と医師に診断されており遅刻・欠席が目立つ生徒です。しかしながら、この点を除けば学校生活はいたって問題なく過ごしており、理系が得意な少しおとなしい生徒といった印象です。

彼は怒りの感情が上手くコントロールできず、衝動的になってしまうことがあります。学校では、一度もそのような言動は見られませんが、家庭内では感情が爆発してしまうことがあります。本人が兄相やサポセンと関係している繋がりや、毎週月曜に SSW が生徒と1時間ほど話をしてくれています。話の中で、彼は感情的になってしまった状況を振り返ることもできたようです。同じ状況になったらどうすべきかを自分の言葉で話せるまでになりました。他にも、彼自身気付いていなかった彼の興味のあることを引き出したり、進路の相談に乗ってくれたりしています。

(前ページから)

授業の空き時間を上手く使い、このようなやり取りや彼の状況を SSW、ゼミ担任、教育相談室等の関係者で共有し、対応に生かしています。具体的には、生徒の今の心境、最近の家庭環境の変化、日々の興味関心や毎日朝起きるための工夫などを共有しています。生徒の状況を知った上で、声をかけると、すれ違いも少なく、互いに安心感が出て、いい信頼関係の中での教育活動へと繋がられています。

【卒年次ゼミ担任】

中央高校の場合は、学年制でもないし、勤務形態が3種類もあるせいか、生徒と教員の関わりが強い場合とそうでない場合の差が大きいと思います。例えば卒年次を担当していても知らない生徒は全く知らないのも、やはりミニケース会議の時のように小規模の集団で生徒とある程度繋がりがあがる教員同士で話し合った方が生徒の状況をしっかり把握できます。授業担当者の情報も担任としては大変ありがたいことが多いです。

ミニケース会議を重ねることで SSW さんとも個人的に情報交換ができ、学校にいらしている時に相談室を訪ねたこともあり、また SSW さんの方から生徒の様子をわざわざお知らせいただいたこともありました。

ゼミの生徒で就職を考えていた者がおり、その時に「手帳」を持たせたほうが有利なのではないかという話になりました。私は「手帳」といってもどんな「手帳」があるのか詳しく分かっていなかったのですが、SSW さんから「精神保健福祉手帳」「療育手帳」等があると教えていただきました。教員の立場から「手帳」を勧めるのは、なかなか難しいのですが、SSW さんに間に入っていただいて、保護者と本人に話をすることができました。また、メンタルの病気などで通院を促すことは、教員の立場では言いにくいこともあると思うのですが、SSW さんから生徒にアドバイスをいただくこともできました。

長くこの学校に勤めていますが、大勢が一つの会議にたびたび集合するのには向いていない学校だと思います。ミニケース会議のように関わりが深い教員同士で情報交換を密にすることで、対象生徒に関わる教員が、同一歩調で統一した対応ができるようになったと思います。

前年度の実践により通常規模のケース会議の意義自体は理解されているが、複雑なシステムで制約の多い本校においては、ミニケース会議に代表される小規模チームによる対応が不可欠で、非常に有効であると感じられた。また、前出の「ミニケース会議出席者の声」からも分かるとおり、機動力をもつ小規模チームによる対応は、問題を抱えた生徒の支援に当たる際、担任等の孤独感を緩和する働きをもっている。このことは、教職員のメンタルヘルスの維持向上の点からも重要である。

生徒の抱える問題の内容や緊急性などにより、ミニケース会議の実施が通常のケース会議の実施のいずれが有効であるのかを判断したり、ミニケース会議からケース会議に繋げるのが有効なのかを判断したりするノウハウの蓄積が必要になる。今後も SSW と事例への対応を重ね、より良い対応の在り方を探っていきたい。

教職員アンケート調査（教員のSSWに関する認知状況）

平成27年度にSSWが導入され、教職員が生徒をSSWと協働して支援する事例を重ねてきた。本年度においては、2におけるミニケース会議なども頻繁に実施し教職員の意識にどのような変化があったのかを把握するためアンケートを行った。

1 効果測定の方法

昨年度との比較をするため平成27年度と同一内容の質問紙を用いた。（p.p.41-42 参照）

(1) 校内外におけるSSWの認知度が高まる。

（認知度の変化）アンケート 平成27年10月、28年1月、29年1月実施 全教職員対象

(2) 学業に意欲的でない生徒や長期欠席状態が続く生徒への教員の対応スキルが高まる。

（対応力・スキルアップ）アンケート 平成28年1月、29年1月実施 全教職員対象

2 効果測定の結果

(1) （認知度の変化）質問項目1、2の回答から分かること

- ・SSWの役割について生徒に説明できる教職員が増えている。（60.7% 73.9% 79.4%）
- ・ほとんどの教職員が「生徒及び家庭の状況把握」業務、「外部専門機関との連携・調整」業務を重要だと考えている。
- ・SSWが生徒を直接支援すること、教職員とSSWがチームを組むこと、SSWが教職員に助言することなどは、必ずしも全ての教職員が求めてはいない。

(2) （認知度の変化）質問項目3「SSWに実施してほしいこと」で挙げられた内容

- ・社会的支援の具体的な紹介と、利用法(窓口)について、具体的に説明してほしい。
- ・校内研修等で「ケーススタディ」を実施し、講師や助言者になってほしい。
- ・生徒への講話や、「こんな時はSSWにSOSを出してね!」という呼びかけをしてほしい。
- ・公民科の授業や進路講話等で、労働法規の説明をしてほしい。
- ・SSWの自己紹介とともに、「こういうケースはこんなふうに手が貸せるよ」という簡単なリストを作ってほしい。（教員向けと生徒向け）
- ・保護者(家庭)に問題がある場合、児童相談所(以下「児相」と)との接点として機能したり、教員とは違う視点で具体的なアドバイスをしたりしてほしい。
- ・職員室にも席を置き、日常的な打合せにも参加してもらえば、教職員との距離が縮まり、情報交換がより綿密にできると思う。
- ・例えば不登校の裏にどのような問題が隠れているのかなど、専門的な知見を聞きたい。

(3) （対応力・スキルアップ）アンケートから分かること

- ・SSWと関わった教職員数は、昨年度の26人(39%)から今年度の39人(61%)へと着実に増加している。一方、SSWが常駐しているにもかかわらず、未だ25人(39%)は関わりがない。「チームを組む」ことや「助言」を受けることなど、SSWとの協働について教職員に「不安」や「ためらい」、「遠慮」があるのなら、取り除くための取組が必要である。
- ・SSWとの関わりによる変化は、いずれの項目も、昨年度より増加している。教職員が社会福祉について新しい知識を得たり、学校組織の構築について再考するようになったりしていて、SSWとの関わりが教職員の意識改革に大きく影響していることが窺える。

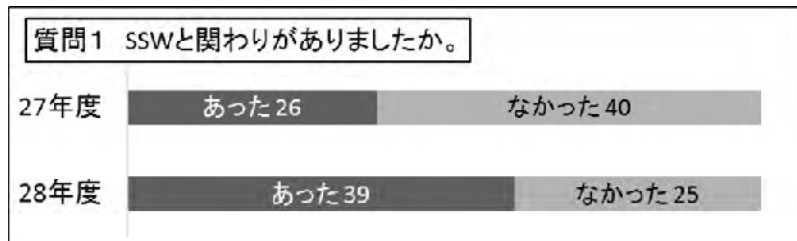
p.41 参照

SSWに関するアンケート (認知度の変化)				第1回 平成27年10月14日実施		回答数 男46 女17 計63						
				第2回 平成28年 1月25日実施		回答数 男48 女18 計66						
				第3回 平成29年 1月13日実施		回答数 男40 女24 計64						
1 SSWについて、生徒に業務内容や本校に配置された目的等を説明できますか。												
	よく説明できる			まあ説明できる			あまり説明できない			全く説明できない		
	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回
	2	5	10	35	43	40	23	17	12	1	0	1
	3.3%	7.7%	15.9%	57.4%	66.2%	63.5%	37.7%	26.2%	19.0%	1.6%	0.0%	1.6%
2 SSWの業務として次の項目はどれくらい重要だと思いますか。												
(1)	生徒本人の状況の把握と課題の整理											
	とても重要			まあ重要			あまり重要ではない			全く重要ではない		
	38	46	37	20	15	25	5	5	2	0	0	0
	60.3%	69.7%	57.8%	31.7%	22.7%	39.1%	7.9%	7.6%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
(2)	家庭の状況の把握と課題の整理											
	とても重要			まあ重要			あまり重要ではない			全く重要ではない		
	41	46	49	18	16	13	4	4	2	0	0	0
	65.1%	69.7%	76.6%	28.6%	24.2%	20.3%	6.3%	6.1%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
(3)	課題を抱える生徒に関するケース会議における支援											
	とても重要			まあ重要			あまり重要ではない			全く重要ではない		
	37	41	41	22	22	21	4	3	2	0	0	0
	58.7%	62.1%	64.1%	34.9%	33.3%	32.8%	6.3%	4.5%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
(4)	外部専門機関（児童相談所、福祉行政機関、医療機関等）との連携及び調整											
	とても重要			まあ重要			あまり重要ではない			全く重要ではない		
	43	57	54	16	8	9	4	0	1	0	0	0
	68.3%	87.7%	84.4%	25.4%	12.3%	14.1%	6.3%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%
(5)	学校全体における支援体制・チーム体制の整備											
	とても重要			まあ重要			あまり重要ではない			全く重要ではない		
	24	30	25	27	29	31	11	6	8	0	0	0
	38.7%	46.2%	39.1%	43.5%	44.6%	48.4%	17.7%	9.2%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%
(6)	生徒に対する直接的働きかけ、支援											
	とても重要			まあ重要			あまり重要ではない			全く重要ではない		
	31	26	23	29	33	35	3	7	6	0	0	0
	49.2%	39.4%	35.9%	46.0%	50.0%	54.7%	4.8%	10.6%	9.4%	0.0%	0.0%	0.0%
(7)	保護者に対する直接的働きかけ、支援											
	とても重要			まあ重要			あまり重要ではない			全く重要ではない		
	29	30	26	32	32	34	2	4	4	0	0	0
	46.0%	45.5%	40.6%	50.8%	48.5%	53.1%	3.2%	6.1%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%
(8)	教職員に対する直接的支援、助言											
	とても重要			まあ重要			あまり重要ではない			全く重要ではない		
	30	33	24	24	28	36	8	5	4	1	0	0
	47.6%	50.0%	37.5%	38.1%	42.4%	56.3%	12.7%	7.6%	6.3%	1.6%	0.0%	0.0%
(9)	教職員に対する研修の実施や研修に対する助言											
	とても重要			まあ重要			あまり重要ではない			全く重要ではない		
	22	30	23	33	29	30	7	7	9	1	0	0
	34.9%	45.5%	37.1%	52.4%	43.9%	48.4%	11.1%	10.6%	14.5%	1.6%	0.0%	0.0%

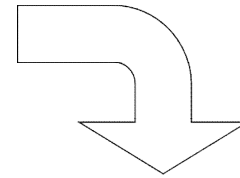
p.42 参照

SSW に関するアンケート（対応力・スキルアップ）

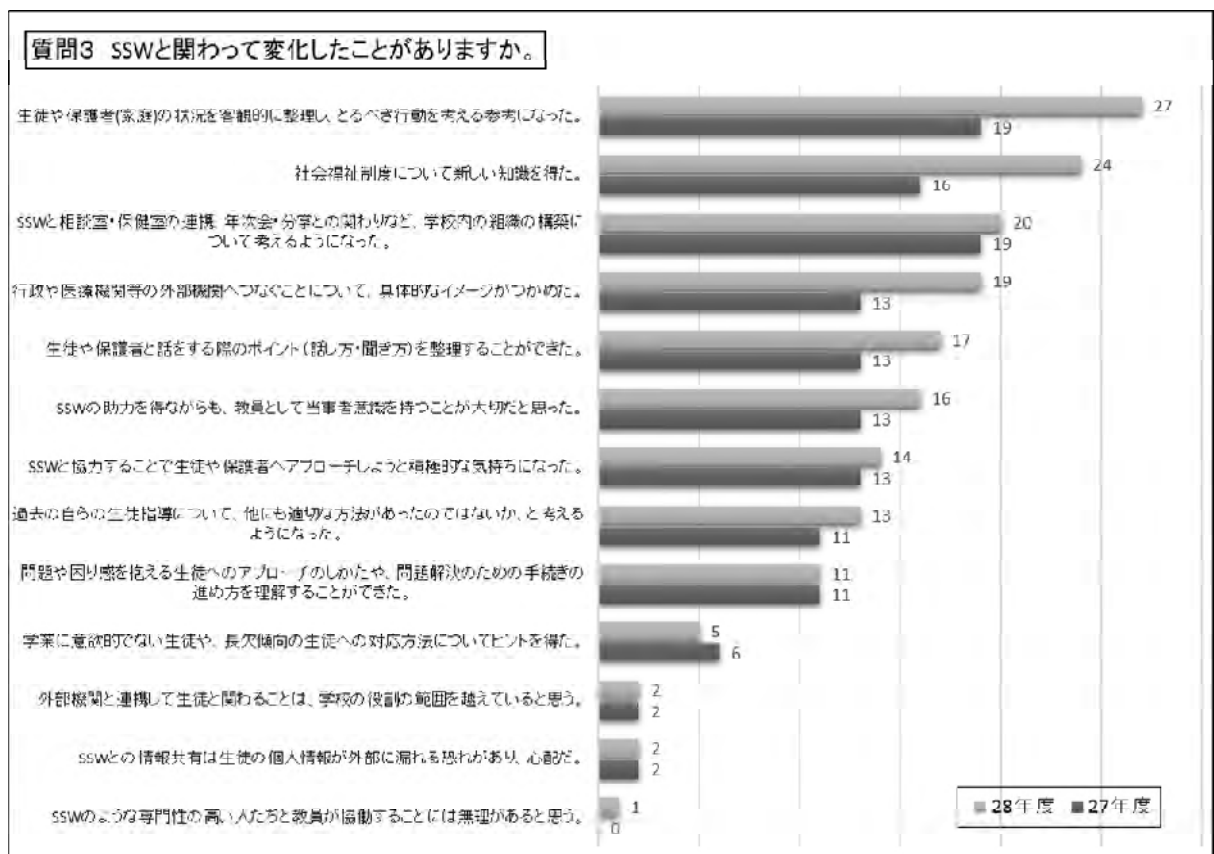
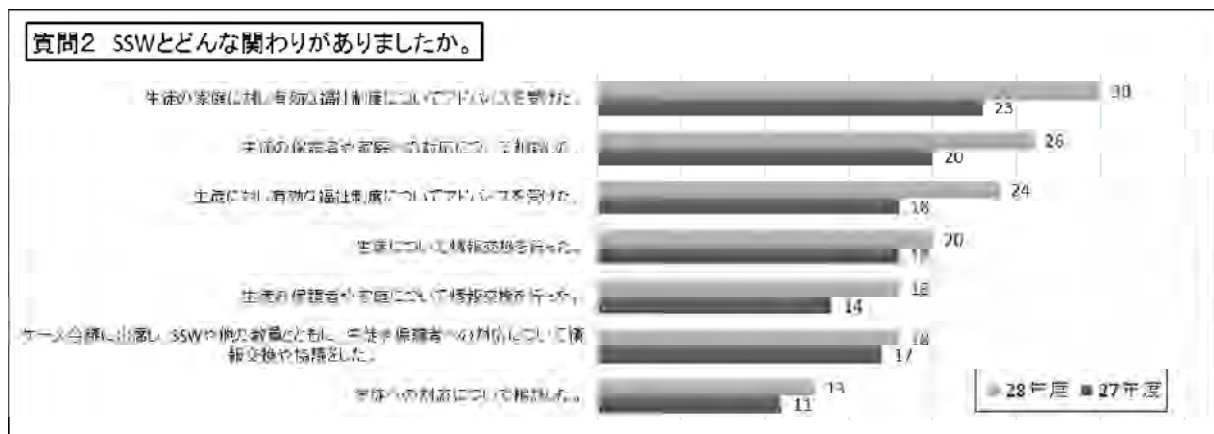
（単位：人）



「あった」



質問2、質問3へ



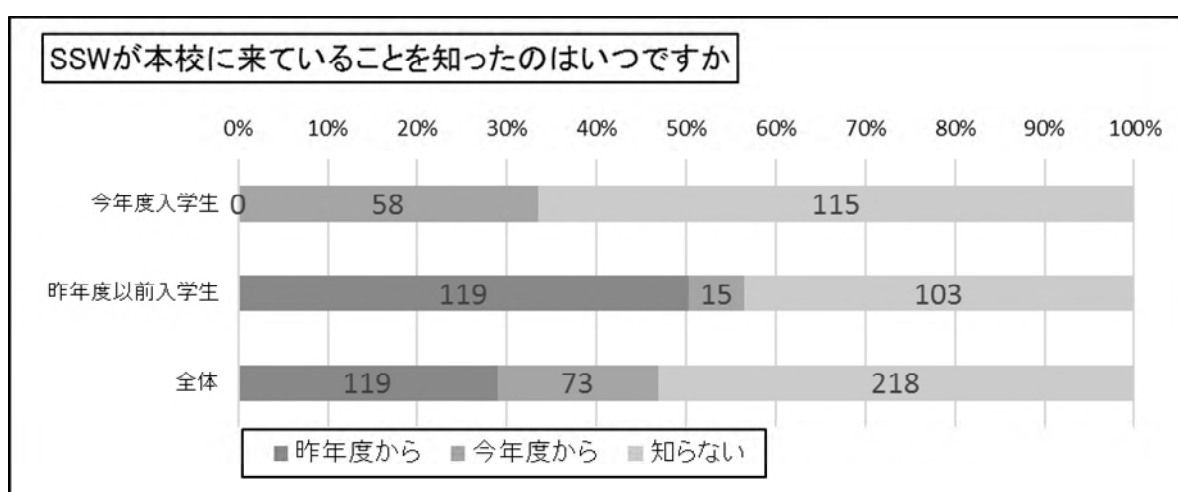
生徒アンケート調査（生徒のSSWに関する認知状況）

1 効果測定の方法及び回答割合

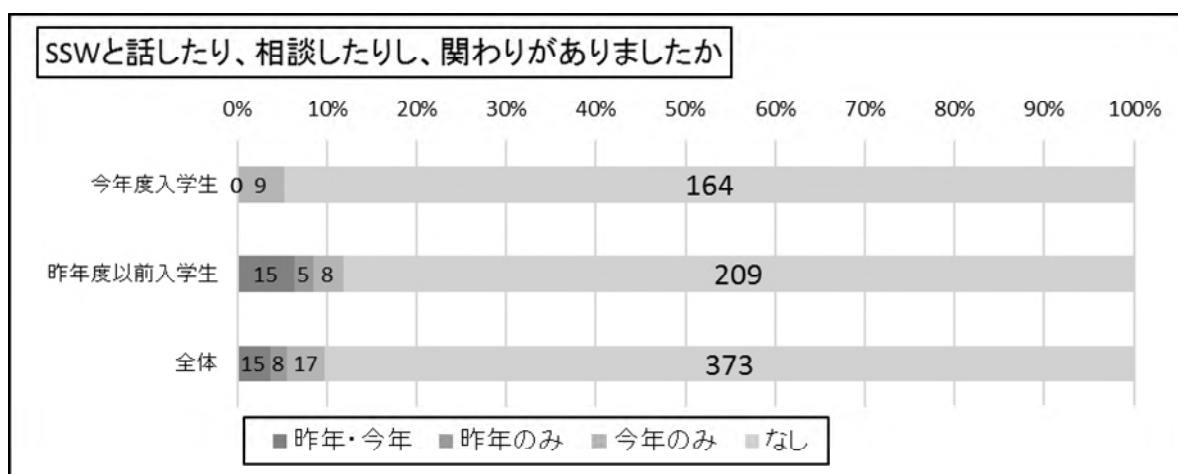
校内におけるSSWの認知度や相談経験、満足度等の実態を把握するために、生徒対象のアンケート調査を12月に実施した。使用したアンケート用紙はp.43参考資料2のとおりである。昨年度以前入学生と今年度入学生にわけて集計し、SSW導入初年度と2年目の比較を試みた。在籍数に対する回答数の割合は63.4%（在籍数650、回答数412）である。今年度入学生は71.4%（在籍数245、回答数175）、昨年度以前入学生は58.5%（在籍数405、回答数237）である。

2 効果測定の結果

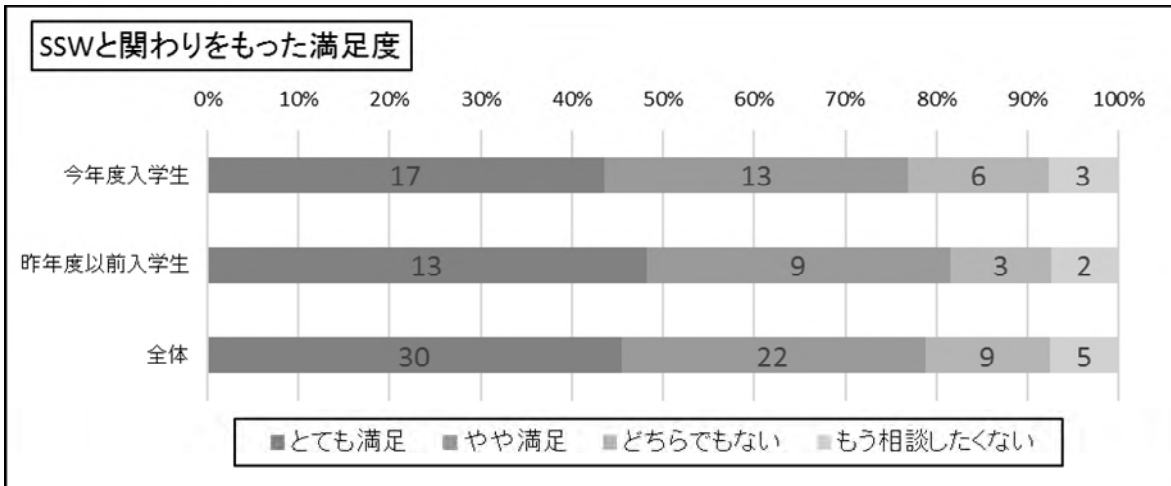
アンケートの集計結果は以下のとおりとなった。



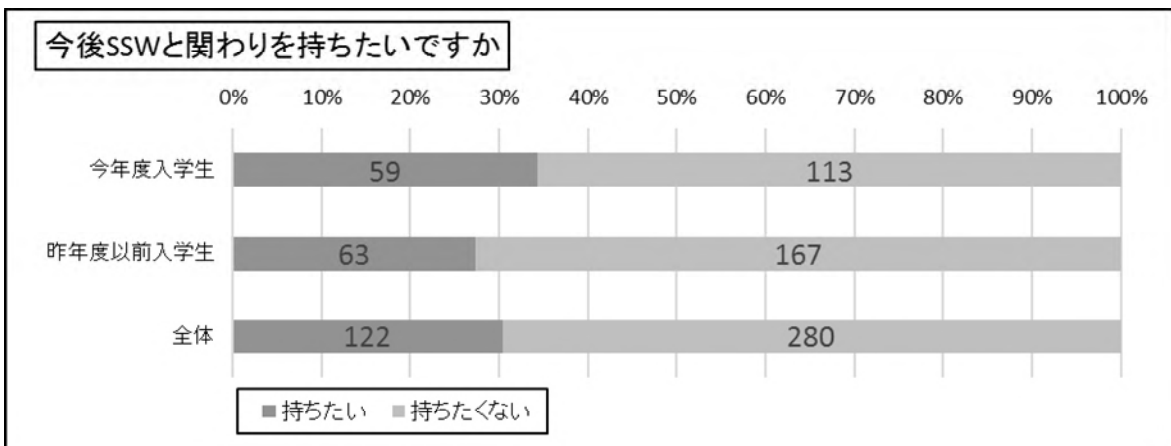
「知っている」と答えた生徒の割合は、全体で、「昨年度から」知っていると「今年度から」知った生徒を併せると47%であり、知らない生徒が53%と過半数を占めている。今年度の入学生は、「今年度から」知っていると答えた者が33%であるのに対して、昨年度以前の入学生は「昨年度から」と「今年度から」を併せて56%であった。



相談経験については、全体では「昨年度・今年度とも」「昨年度のみ」「今年度のみ」を併せて、相談したことのある生徒が9%であった。昨年度以前の入学生に関して「昨年度・今年度とも」相談している生徒が6%で、「昨年度のみ」の生徒は2%と、昨年度相談した経験をもつ生徒の約3分の2にあたる生徒は、今年度も継続してSSWから何らかの支援を受けていることが分かった。



満足度については、「とても満足」、「やや満足」を併せると77%の生徒が満足していることが分かった。今年度入学生の「とても満足」が33%であったのに対し、昨年度以前の入学生の「とても満足」は48%であった。その一方で、「もう相談したくない」と答えた生徒は8%あった。



SSWとの相談希望の有無については、全体の30%の生徒が希望し、68%は希望していないことが分かった。今年度の入学生の関わりを「持ちたい」と答えた生徒の割合は34%で、昨年度以前の入学生の関わりを「持ちたい」と答えた生徒の割合27%より7.8ポイント少なかった。

相談を希望している生徒の相談内容と、希望していない生徒の理由

	SSW と話したい・相談したい・関わりたい内容	SSW と関わりを持ちたくない理由
ブライヤー	<ul style="list-style-type: none"> ・進路、将来、アルバイトなどについて ・人間関係(友人関係を含む) ・生活のこと ・何かあったときに相談したい 	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みが無い、相談することが無い ・自分で解決する ・興味が無い ・関わる必要がない
1年次	<ul style="list-style-type: none"> ・進路、将来などについて ・困ったときに相談したい ・人間関係(友人関係を含む) ・話し相手が欲しい(雑談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談することが無い ・必要が無い、興味が無い ・よく分からない ・他に相談できる人がいる
卒年次	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みができた時に相談したい ・人間関係 ・将来について 	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みが無い ・必要ない ・今年度卒業のため
特徴的な記述	<ul style="list-style-type: none"> ・相談できる場があると安心 ・部屋の雰囲気が好きだから立ち寄りしたい ・友人に相談できないこと ・先生との接し方 	<ul style="list-style-type: none"> ・知らない人に相談できない ・人と関わりたくない ・相談しても気持ちが楽にならなかった ・学校の先生で満足している

3 考察

(1) 認知度と相談経験について

昨年度以前入学生の、昨年度からの認知度が 50.2%であるのに対し、今年度入学生の認知度は 33.1%である。この差はどこから生じているのかを昨年度と今年度の生徒への啓蒙活動の違いで検証する必要がある。また、認知度と相談経験には密接な関係性があるため、まずは認知度を高めるべく、過半数を占める「知らない」生徒へのアピール方法や、不登校等により今回のアンケートを実施していないが SSW との繋がりが必要だと思われる生徒へのアプローチの仕方を考えなければならない。

(2) 満足度について

SSW との相談経験がある生徒のうち、昨年度以前の入学生の「とても満足」の割合が、今年度入学生に比べて高いのは、昨年度から良好な人間関係を構築できているからではないかと考えられる。その一方で、「もう相談したくない」割合も一定数いることから、相談の繋ぎ先として SSW が適切であったかを考える必要があるだろう。

(3) 相談希望の有無について

「関わりを持ちたい」と答えている生徒が約 3 割いるが、実際に相談したことがある生徒は 1 割にも満たない。これは、「今後、相談することが生じたら相談したい」と思っている生徒が多数であったと考える。また、「関わりを持ちたくない」理由の中に、SSW について誤った認識がある場合は、それを正すためにはどうすればよいかを考えていくことが必要である。また、「他人と話せない」や少数意見ではあるが「人と関わりたくない」等の理由もあることから、SSW を含め、学校生活において相談しやすい環境を整えることについても考えなければならない。本年度の入学生に対して、昨年度以前の入学生の方が、「関わりを持ちたい」生徒の割合が低いことについては、問題解決が思い通りに進まず、SSW に期待する万能感が現実として理解された結果であったり、今後の学校生活が長い生徒の方が支援ニーズを抱えているためであったりすることが考えられる。

今年度の指導・支援事例

各事例は個人情報保護と守秘義務、倫理的配慮を踏まえ、本人が特定できないように修正・加筆をしています。

事例1 A男(17才) 不登校

生徒や家庭の様子	見立て・支援・考察
<p>A男は入学して2年目、几帳面で真面目な生徒であったが、6月に入り、突然学校に来なくなった。家の電話はつながらず、携帯電話も所持していないので、家庭訪問をすることになった。</p> <p>A男は母、祖母、伯父、二人の弟と集合住宅に住んでいる。母親は無職。4月当初、SSWとA男の母親が役所に行って、学費の減免手続きに必要な書類を取りに行ったことがあった。</p> <p>家庭訪問に際し、住宅の部屋番号が分からなかったため、次男が通っている中学校の教頭に問い合わせをした。その中で、次男も不登校状態で、問題行動があることや、父親に関する情報も得られた。</p> <p>家庭訪問をすると、A男は顔色がよく、服装や髪も整っていて、清潔感があった。受け答えもしっかりしていた。学校に来られなくなった理由は、4月に始めたアルバイトが次第に忙しくなり、帰宅が深夜になり、朝起きられない、とのことだった。しかし、学業への意欲は感じられた。</p> <p>家の中の環境が一変したこともあり、伯父と母親、祖母と母親の関係も悪化し、母親は精神的に不安定になっていた。7月末、一番下の弟が伯父から暴力を受け、一時避難として母子4人は母子自立支援施設に入所することになった。</p> <p>SSWが同施設の寮長と支援員に連絡を取り、訪問が可能になった。支援員からは、入所中に生活保護を申請し、認められれば家を借りて施設を出ること、また、A男はこの家庭のキーパーソンであることなどの説明があった。</p> <p>支援員が母親とA男を連れて来る。母親は明るい表情で、学校側の説明にも積極的に応じている。A男はアルバイト先で期待されていて、正式な社員を目指していることなどを話した。</p> <p>数日後、生活保護が認められ、近々転居する、弟は二人とも転校した、との情報が入った。</p> <p>9月に入ってA男が久しぶりに登校した。「今の仕事にやりがいを感じている。生活保護になり、働きすぎると保護費が削られることは知っているが、今は家族のために働きたい。」と力強く語った。</p> <p>9月末、A男の退学願が受理される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・突然来なくなったのには、本人または家庭環境に大きな変化があったことが予想される。 ・役所に書類を取りに行くことすら負担に感じる親もいる。このケースでは、SSWが役所まで同伴し、申請から受取までの手助けをした。 ・兄弟の通っている学校への問合せは管理職同士で行う。こちらが知りたいこと以上のことが分かる場合が多い。 ・次男の不登校と問題行動、また、夫のDVなどの情報がSSWから提供される。A男が欠席する本当の理由が次第に明らかになってきた。 ・母親が精神的に不安定なので、伯父と距離を置いた場所に保護する必要がある。 ・児相が介入して母子支援施設に母子を保護することができた。 ・母子支援施設は部外者が出入りできない。このケースでは、SSWが同施設の自立支援員と面識があったことで訪問が可能になった。 ・支援にはキーパーソンが必要。 ・施設に保護されたことで母親が落ち着きを取り戻した。 ・生活支援課(子育て支援課)など生活保護に関する部署から得られる情報も貴重である。 ・責任感の強いA男は、学業よりも家族を守ることを選択した。 ・今後A男が世帯分離して自立することが望まれる。

事例2 C子(16才) 家出

生徒や家庭の様子	見立て・支援・考察
<p>5月初旬、C子が父親からひどい暴力を受け、家を飛び出したことが児相からの連絡で分かった。本人が一時保護を拒否したので、祖母の家に送った。他に行き先がなければ強制的な保護もありうる、という内容だった。</p> <p>C子は翌日から男友達の家に行ったが、男友達の母親からの連絡で児相がC子を再度祖母宅に送った。</p> <p>C子の男友達との付き合い方に対して、C子の両親はあまり良く思っておらず、親子関係は悪化した。連休中、無連絡で外泊を続けていたC子に対して父親はC子に暴力をふるった。その結果、C子は両親に対して大きな不信感と恐怖感を抱くようになった。</p> <p>児相は、まず家に戻って男友達のことを親に説明し、理解してもらうようC子を指導した。また、キーパーソンとして祖母に協力を求め、学校との情報共有も要請した。</p> <p>5月下旬、C子が男友達と共に行方不明になる。C子の祖母と男友達の両親が、捜索願を出す。学校では教職員とSSWが協力して友人や先輩から聞き取りをした。その結果、C子たちが学校の友人のM子の家にいることが分かった。</p> <p>児相もその情報は得ていたが、無理に保護をしてもまた逃げてしまうことが予想されたため、状況を見守ることにしていた。</p> <p>捜索願が出て、C子の両親は動かなかったが、祖母との連絡は欠かさず取り合っていた。</p> <p>6月初旬、母親から担任に電話がある。祖母からの電話で、C子の居場所が分かった。学校からM子に連絡して、C子に家に帰るよう、M子から説得するよう伝えてほしい、との依頼だった。これを受けて担任がM子に電話すると、3日後にC子を学校に連れて行く、とM子はあっさり約束した。</p> <p>3日後、M子がC子を連れて登校、担任とSSWが対応した。SSWはC子に対して、まだM子の家にいたいのなら、一度家に戻って必要なものを持ってきたほうがいい。祖母にお願いして、両親のいない時に祖母と一緒に取りに戻りなさい、と指示をした。</p> <p>この間、母親と祖母が別々に学校に来て、SSWと面談している。SSWはC子の生い立ちや家庭の状況を聴取し、母親とともに今後の方策を練った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警察がケースを児相に託した。児相は一時保護を検討したが、本人が拒否したことや、祖母の家でも保護が可能であるという判断から、一時保護は行わなかった。 ・男友達の親にとっては迷惑なケースであるが、男友達がしっかりした人物であればキーパーソンになる。 ・後でSSWが聴取して判明したが、C子はこれまで妹と比較されたり、母親から頻繁に叱られたりしていた。また、中学の時にじめにあい、先生に訴えたが相手にしてもらえず大人への強い不信感を抱いていた。 ・一時保護されるとスマホ等私物を取り上げられる、男友達とも会えなくなる、というC子の不安な気持ちを察することができる。 ・C子が祖母には心を開いていたことから、児相は祖母をキーパーソンとし、祖母を介してC子と両親との情報交換を行った。 ・C子が祖母に居場所を教えていて祖母から児相は情報を得ていた。 ・捜索願が出た場合、主導権は警察にあるので、たとえ親でも、居場所が分かったからといって、C子を連れ戻しに行くことはできない。 ・後でSSWが聴取して判明したが、C子がM子の家に来てから、C子のわがままな行動が次第にM子の気に障るようになっていた。 ・学校に来たC子を警察や両親に差し出せばC子は保護されるが、C子の学校への不信感、大人への不信感がさらに増すので、とにかく受容することを心がけて対応する。 ・SSWは生徒の親に対しても相談窓口を開いている。家庭環境を変えるには親の気持ちを変えなければならない。

<p>6月末、C子が別の友人のE子と登校する。「M子とケンカしたので、E子の家に移った。現在の居場所は祖母に連絡してある」と言った。</p> <p>翌日、児相はこれ以上放っておけないとの判断から、保護者から警察に連絡してもらい、C子を保護する方針だ、との連絡があった。</p> <p>7月初旬、C子が突然保健室に現れる。態度はだいぶ柔らかくなったが、自ら自宅や祖母宅に帰る意思はないようだ。友人宅を転々とする生活に疲れているように見えた。</p> <p>2日後、母親から担任に電話がある。昨日C子が警察に保護され、児相を経由して家に帰ってきた。担任は電話越しにC子と話をした。何事もなかったような様子だった。</p> <p>夏休みに入り、学校で本人、母親、教頭、担任がSSW交えて面談した。C子は落ち着いた生活をしている。まだ両親に対する不信感があるようだが、家出はいけないこと、心が落ち着かない時は人に相談するなど別の対処法を身に付けること等を担任とSSWが指導した。</p> <p>母親は自信がない様子で、今後もC子が家を出て行くのでは、と不安を口にしていたが、SSWの励ましもあり、笑顔で帰って行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・もともとM子とは疎遠になっていた。C子の行き場所がだんだんなくなってくる。 ・行き場がなくなると、どんな行動に出るか分からない。強制力を使う時期が来た。 ・保健室に来たC子の様子から、他人の家を転々とすることに疲れた様子が窺える。C子を家庭に返すチャンスである。 ・居場所をつかんだ警察が本人を保護し、児相に連絡した。 ・一番ホッとしているのはC子自身ではないか。 ・今回のケースでC子は人の温かさに数多く触れるとともに、自分ひとりに対して多くの人々・機関が動いていることを実感したはずである。今後また軽率な行動をとることがないよう、定期的に話を聞き、アドバイスをしていく必要がある。 ・生徒だけでなく保護者に対してもSSWや児相等が学校の教員では話にくいことを指導・支援することは効果的である。
--	---

事例3 B男(16才) 暴力事件

生徒や家庭の様子	見立て・支援・考察
<p>5月下旬の朝、警察から学校に、昨日の夕方自宅でB男が母親に対して暴力行為に及び逮捕した旨の連絡が入った。経緯は、次のとおりである。</p> <p>些細なことから母親とケンカになり、「家を出て行け」と言われたことに腹を立てたB男は、母親に暴力を振るった。</p> <p>危険を感じた母親は警察に通報し、その場でB男は逮捕された。</p> <p>警察が補導ではなく逮捕に踏み切った理由のひとつには、実は1月にも同様の件があり、B男が少年サポートセンター(以下「サポセン」)の指導を受けていたにもかかわらず、今回の事件を起こしてしまったことも挙げられる。</p> <p>翌日学校でSSWが母親と面談し、家庭でのB男の様子などを聴取した。その内容は以下のとおりである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・逮捕されても必ずしも警察から学校に連絡があるわけではない。 ・学校からの問合せの場合、詳細な情報は得られないが、事件の概要や今後の見通しについては情報提供してもらえることが多い。 ・母親は軽傷だったが、「何をされるか分からない」という恐怖からとっさに警察に電話した、と述べている。 ・サポセンは生活安全課の中にある青少年問題を担当する部署で、問題行動の未然防止や事後指導などの支援を行っている。サポセン職員によるきめ細かな生活指導は効果が期待できる。 ・学校の教員よりもSSWの方が、母親が心を開くと判断した。

中学時代からゲームがやめられない、朝起きられないなどの状態が続いた。児相に相談したが、睡眠障害で通院中の医療機関に相談するように言われた。家庭内で暴れものを壊したり暴力をふるったりしたので警察にも相談した。当初はサポセンの指導で、生活も改善されたが、担当者が替わってからリズムが狂ってしまった。

翌日、警察からの説明によると、今回の事件は母親への暴力なので、検察官の判断により、家庭には戻さず鑑別所へ送ることになった。また、母親が鑑別所へ送られることや退学になるのではないかと不安で動揺しているため、学校からも母親に連絡を取ってほしいとのことであった。

翌日、担任が母親に電話をすると、母親は落ち着いていた。また、B男も落ち着いており、自分の行為をとて反省していて、学校のことを心配している様子だったとB男の様子を語った。

6月初旬、B男が家に帰ることになったと母親から連絡があった。2週間後に家庭裁判所の審判があるが詳しくは分からない。それまでは自宅で待機する、との内容だった。

翌日、本人と母親が学校に来る。それぞれ別々にSSWが対応し、担任も交えて話を聞いた。B男の話は次のとおりである。

B男が2歳のとき、両親が離婚した。小学校のころから忘れ物が多く、アスペルガー障害と診断された。それ以来、病院に通っていて、現在は睡眠障害の薬も飲んでいる。母が再婚し、弟が生まれた。弟ばかり可愛がられてB男は淋しい思いをした。

中学1年のとき、母は離婚した。そして中学3年のとき、祖父の家を出て、3人で暮らしになり、生活保護を受けることになった。今の家には自分の部屋がない。今の家に移ってから、母親とのケンカが増えた。今回は母親の言葉にカッとなって殴ってしまった。

睡眠障害の原因はゲームかもしれない。ネット上に友達が百人いる。休前日などは徹夜をすることもあ。だから、朝起きられないことが多い。

これらの情報をもとに、SSWが見立てをした。B男には精神的・福祉的な支援が必要であること、自分から積極的に主治医に働きかけて、気持ちのコントロールができるように治療する必要があること、などが挙げられた。母親との関係や家庭への不満などについて、今後も相談室等で、心のケアをする必要がある。

学校では暴力・逮捕という問題行動に対して、職員会議でB男の指導を検討した。SSWの上記見立てを取り入れ、退学や謹慎等の指導ではなく、福祉的な支援をしていくことになった。

6月中旬、家庭裁判所から保護観察6か月の審判が下された。

・ゲーム依存による昼夜逆転が不眠の原因と思われるが、母親への暴力については、不眠や発達障害だけが原因とは思われない。他にも家庭内の原因があるのではないか。

・少年鑑別所は、家庭裁判所の審判のために面接・心理検査・行動観察等により非行に至る心理を解明し、再非行を防ぐための処遇指針を立てる機関である。検査や観察の結果が審判に影響する。

・法改正により鑑別所は、子どもや保護者に対する心理相談や、学校が主催する事例検討会・法教育授業等ができるようになった。

・入所期間は最大4週間であるが、B男は2週間の入所で帰宅できることになった。ただし、学校への登校はできない。

・本人と母親と別々に対応することで、それぞれが自由に気持ちを述べるができる。

・B男の成育歴や母親の結婚・離婚歴から、現在のB男のあらわれや問題行動の一因が浮かび上がってきた。

・祖父の家を出て、あえて生活保護を選択した母親の狙いは何か。それとも、祖父に追い出されたのか。

・B男の生活エネルギーのほとんどはゲームに向けられていた。ゲームをしていないと家の中では心が落ち着かなかった、とも考えられる。

・SSWから病院のソーシャルワーカーに対してB男についての情報提供を行い、医療的支援をさらに進める働きかけをした。

・SSWが毎週定期的にカウンセリングを行っている。SSWが上手にB男の気持ちを引き出しているため、B男の表情も明るくなってきた。

・保護司とは月1回の面談（現状報告）が課されている。

事例4 D男(20才) 障害者就労

生徒や家庭の様子	見立て・支援
<p>D男は本校在籍5年目で、順調に行けば来春卒業予定である。今年度に入り、本人・家庭と進路相談を進めていた。本人はボランティアの経験を生かして、介護系施設への就職を希望している。</p> <p>D男は「広汎性発達障害」と診断されている。目立ちたがる一方で、苦手なことからは逃げ、失敗した時の落ち込みは大きい。同時に複数の処理が苦手で、アルバイトも長続きしない。過去に、家庭内の揉め事が原因で、大量服薬し、児相が関わったことがある。</p> <p>父親は衝動性が強い傾向があり、母親は物事の判断が難しいタイプである。本人の話によると家族内での揉め事が多い。</p> <p>進路についてD男と両親の意見が合わず、両親はD男の希望する進路に一切、関心を示さない。</p> <p>7月に入り、学校に求人票が届き始めた頃から、D男は試験を欠席したり、課題を提出しなかったり、明らかに表情が険しくなった。就職活動で企業見学の申込をしたが、当日欠席してしまった。</p> <p>これを受けてケース会議を開催し、保健室、相談室、進路室、担任、それぞれから情報を収集するとともに、D男に適した進路指導について検討した。本人の精神状態から、他の生徒と同じ時期、同じ手順での就職活動は難しいと判断し、別な方法での進路決定を考えた。その中で、手帳を取得し、障害者枠で就職する案も出されたが、本人の意思で手帳の取得には至らなかった。</p> <p>一般の高校からの障害者就労は殆ど例がなく、求人はもちろん、情報も大変少ないのが現状である。ケース会議では、SSWから障害者就労支援センターや若者サポートステーションなど、具体的な就労支援施設が紹介された。</p> <p>その後D男は欠席が増え、卒業すること自体が危ぶまれる状態になったので、就職よりもまず、卒業することを優先することにした。</p> <p>現在、D男はSSWとの面談や通院を通して、精神的に落ち着きを取り戻しつつある。通院に際しては、本人及び保護者の了解を得た上で、養護教諭が主治医に宛てて学校での様子等を書面で診療前に送っている。</p> <p>心や身体に障害を持った生徒、不登校等で社会的に未熟な生徒が、今後、ますます増加する。今回のケースで、生徒たちの進路実現のために、教職員と外部人材とがチームとなって支援していくことの必要性を多くの教職員が感じるようになった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の得意なこと、不得意なことの把握ができていない。介護の仕事が本当はどんな仕事か、体験させる必要がある。 ・相手の気持ちがあつかめず、自分中心に物事を考えるので、友達ができない。話し相手はカウンセラーや養護教諭等、大人ばかりである。 ・気持ちが落ち込むと自傷行為のほか、「死にたい」と言うことがあり、そのたびに周りを巻き込む。 ・同じクラスの生徒が就職や進学準備を始めたことがプレッシャーになった。自分も会社見学を申し込んだものの、当日の朝になって不安が大きくなり家から出られなかった。 ・障害者であることを示す手帳には「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があり、「精神…」は、発達障害でも取得が可能である。 ・高校から直接就職するのではなく、就職準備として、就労支援施設への入所を勧めることが多い。 ・下に兄弟が2人いて、本人もすでに20歳のため、これ以上の就学は家計的にも苦しい、と保護者から申し出があった。 ・医師との情報共有が必要である。 ・D男は就職先が見つからないまま卒業する。卒業後の就職活動について、本人・保護者に対してSSWから説明をしてもらう予定である。

スクールソーシャルワーカー常駐型配置の有効性の考察

SSW の常駐型配置の有効性について、派遣型配置と比較して考察した。

考察にあたっては、下記情報交換会での資料をもとにした。その結果、常駐型配置が緊急性・継続性・教員との同僚性・支援の深化等において、きわめて有効性が高いことが確認できた。

平成 28 年度県立高等学校スクールソーシャルワーカー情報交換会	
ア 日時	平成 28 年 12 月 5 日(月) 午後 2 時から 4 時まで
イ 会場	県立静岡中央高等学校 応接室
ウ 参加者	県立 3 校のスクールソーシャルワーカー全員(7 人) 本校は常駐型配置、他の 2 校は派遣型配置である。
エ 内容	事例をもとに各校の支援を紹介し合うとともに、SSW 配置形態別の長所・短所や勤務時間に占める業務の割合等について回答を得た。

1 常駐型配置の長所・短所

長所(有効性)	短所
<p><アウトリーチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を求める生徒に対し、機会を逃さずに対応できる。(個人面談等) ・校内巡回を通して生徒と関わるができる。また、問題を抱えていると思われる生徒の発見につながる。 ・勤務日であればいつでも気軽に相談をすることができる。 ・緊急時の対応が(相談含め)できる。 ・保護者や生徒の都合に合わせて、面談などの予定を柔軟に組むことができる。 ・新入生の情報を整理することで、早期に課題を発見することができる。 <p><支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援効果を見ることができる。 ・継続支援に繋げることができる。 ・ケース会議の開催をする場合、緊急の召集で少人数でも居合わせたメンバーで実施することができる。 ・状況変化しやすいケースの情報を適時に共有した上での動きができる。 ・自校内の問題に特化することで、より深く、より丁寧にケースに専念できる。 ・配置校の生徒の案件により多く、深く関わるができる。 ・学校の状況や生徒の特性にあわせた支援を考えることができる。 ・学校内外での支援体制やネットワークを整備することができる。 	<p><支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・常駐校以外の学校は活用することができない。 ・慣れ親しみすぎると、助言の有効性が薄れるケースが生じてくるのが懸念される。 ・ボランティア的対応が必要。 ・馴化することで鈍感になり問題点を看過する危険性が高まる。

長所（有効性）	短所
<p>< 教職員との協働 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護教諭、担任、管理職、SC 等との情報交換が日常的に実施できる。 ・ 学校に密着した活動が可能なので、教職員や生徒と密接な関わりができる。 ・ 学校現場の一員として活動することにより、同僚性の構築につながる。 ・ 生徒、教職員との親睦が平素から図れて信頼関係がより構築されやすい。 ・ 先生方との情報共有や突発的な対応、相談ができる。 <p>< 情報の記録・保管 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記録の整理やケースの管理などの時間がとれ、記録内容を基に支援方針の見直しができる。 ・ 具体的な資料の保管・収納場所がある。 ・ 記録記入、報告がこまめにできる。 <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務日程を合わせて予め SSW 間の打合せや情報の共有ができ、支援に活かすことができる。 ・ 学校の日常活動や学校文化の理解がしやすい。 ・ 平素から学校内の様子が分かるため、的確な対処が取りやすい。 ・ 授業だけでなく、学校行事や部活動、全体の流れなどの環境の把握が時系列で可能である。 ・ 生徒や教職員が SSW の仕事について理解を深めやすい。 	<p>< 教職員との協働 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用方法を誤れば、教職員が SSW に依存する傾向をつくってしまう。 ・ 学校内の教職員の意識の差が、上がってくる案件数に影響する。（特定の教職員からしか問題が上がってこない可能性がある。） <p>< 情報の記録・保管 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面談やケース会議が重なると記録整理や資料作りなどが後手にまわりやすい。 <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コストがかかり、人材を増やし難い。 ・ 常駐校以外の支援はできないため、SSW が配置されている学校とそうでない学校の間で格差が生まれてしまう。 ・ 多くの対応に追われてオーバーワークになりやすい。 ・ 県内に常駐型で SSW を配置することは現状では 2、3 校しか可能性がなく、全ての高校生への対応ができない。（課題を抱える生徒はどの学校にも在籍する。）

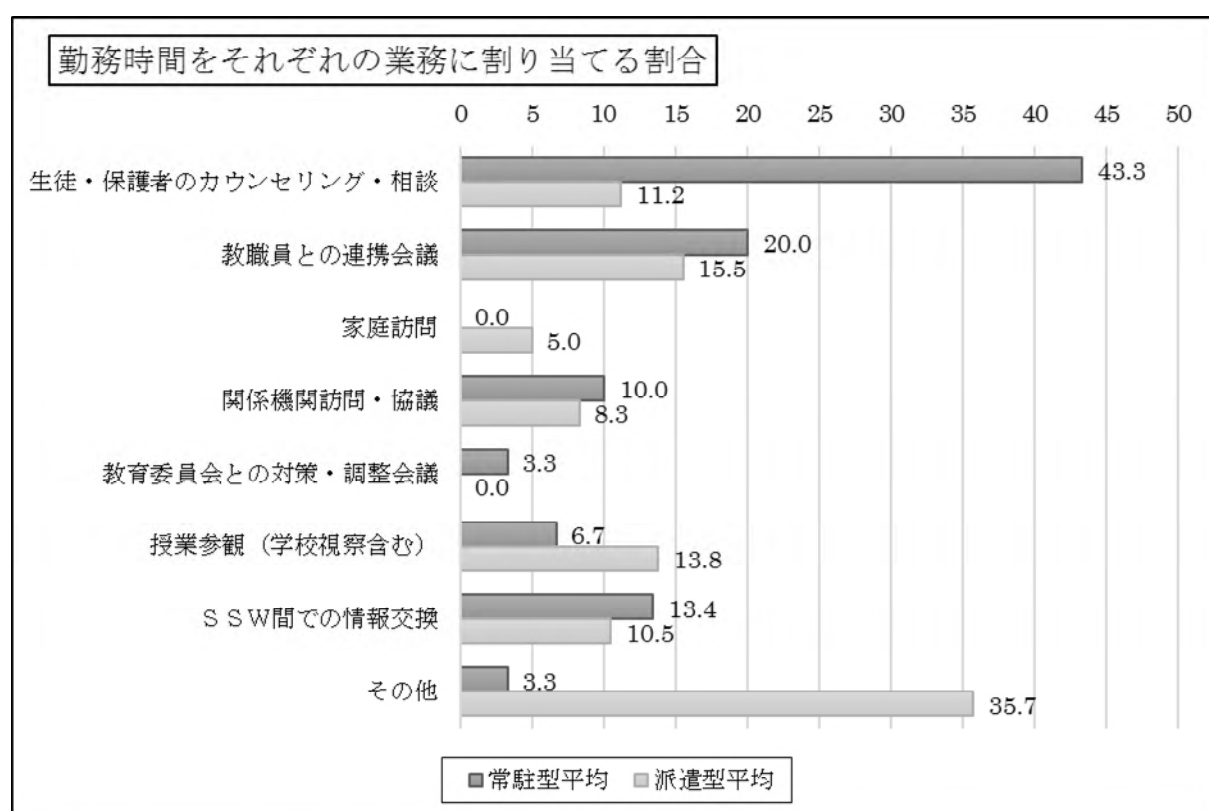
2 派遣型配置の長所・短所

長所(有効性)	短所
<p>< アウトリーチ ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要望に応じて対応できる。 ・ 派遣の場合は出向く担当の先生や教頭先生との事前の情報交換でアセスメントの概要をつかめる。 	<p>< アウトリーチ ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回先の受入担当者との訪問に関する打合せ、情報収集に時間を要する。 ・ 緊急対応が難しい。 ・ 課題を抱える生徒の早期発見、未然防止が間接的支援でしか対応できない。 ・ 打合せだけのために遠方まで複数回の学校訪問を要することがある。 ・ 初対面だと信頼関係が構築され難い。 ・ 出張手続きが煩わしい。

長所(有効性)	短所
<p>< 支援 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置校以外のケースに関われる。 ・ 派遣先の学校では本当にどうしてよいか困っている。課題は必ずしも解決できなくても、SSW が関わることによって、先生方の悩みが解消され、ゆとりを持って生徒、保護者に対応できる。 <p>< 教職員との協働 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間の関係で、直接的な支援の大半は教職員が担うため、効果的な活用ができた場合は、教職員の資質向上につながる。 <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な時だけ SSW を活用できる。 ・ 拠点校と派遣校で実態に即した異なる動きをすることができる。 ・ 多くの学校に SSW 事業の啓発、周知、理解、活用の促進を図ることができる。 ・ 様々なケースに出会うので、SSW としての力量形成に有効である。 	<p>< アウトリーチ ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣要請があった段階では、単位の修得や進級が難しい段階になっており、問題の解決よりも留年か進路変更かという状態になってしまっている。 <p>< 支援 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の効果や経過について把握しにくく、情報共有もできない。 ・ 生徒・保護者との面談時間が限られる。 ・ 対象となる学校が多いので、全体的に広く浅い関わりとならざるをえない。 ・ ケース会議を行う場合、前さばきと後さばきのアプローチが必要となる。 ・ 学校内の様子、校内文化、規範が分かりにくいため的確な対処が取りにくい。 ・ 配置校の案件に関わる時間が、少なくなってしまう。 ・ 学校の方針によって、支援が変わってしまう可能性がある。 ・ 時間的制約があり、継続的支援には、メールや電話など、工夫が必要である。 ・ 事後報告の制度がないので、訪問後の様子が不明になりがちである。 <p>< 教職員との協働 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校現場の一員というよりは「お客様」的な扱いをされるため、教職員との密接な関係形成が図り難い。 ・ 教職員が SSW に生徒対応の多くを委ねる傾向をつくってしまう。 <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時間にロスが生じ、対応する時間が減少する。 ・ SSW 間で担当校など、分担の方法が確立されていない。 ・ 派遣の型にもよるが、訪問できる日数・時間が限られる。 ・ 勤務時間外での対応が増える。 ・ 要請をする学校側の意識の差により活用頻度に差が出る。 ・ 移動時間が業務に含まれないため、遠方への派遣については拘束時間が長くなるほど、時間単価が下がる。 ・ 遠方への派遣は、通勤時間が増える。

3 1日の勤務時間のうち、それぞれの業務に割り当てる時間（割合）

業 務	常駐型平均	派遣型平均
生徒・保護者のカウンセリング・相談	43.3	11.2
教職員との連携会議	20.0	15.5
家庭訪問	0.0	5.0
関係機関訪問・協議	10.0	8.3
教育委員会との対策・調整会議	3.3	0.0
授業参観（学校視察含む）	6.7	13.8
SSW間での情報交換	13.4	10.5
その他（記録・資料整理・会議資料作成等）	3.3	35.7
合計	100.0	100.0



4 考察

上のグラフから分かるように、SSW が生徒・保護者と接している時間は、常駐型が派遣型の4倍にもなり、これが常駐型の最大の長所である。派遣型の「その他」の割合が大きいことから、待ち時間や移動時間が長く、非効率であることが窺える。

現状として、SSW の人材確保は大変難しく、全ての高校に常駐型のSSW が配置されることはありえない。今後のSSW の導入に際して、まずは派遣型SSW が効率的に機能するよう、環境を整え、研究を進めていくことが望まれる。

先進事例等の視察報告

1 山形県立霞城学園高等学校



(1) 対応者 副校長

(2) 訪問日 平成 28 年 12 月 8 日(木)

(3) 報告内容

定時制 3 部(午前・午後・夜間)と通信制の 4 部制で、科目履修生制度、生涯学習講座の開設など、本校と同様の設置目的である。

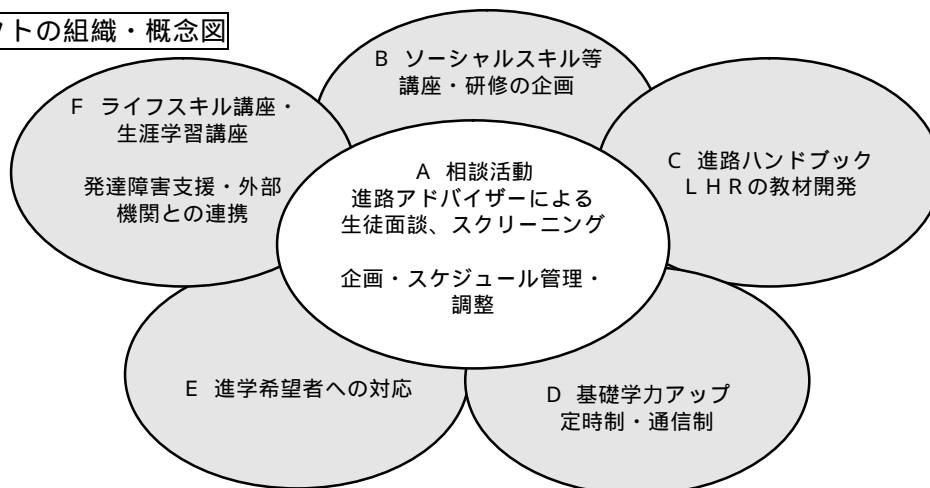
また、本事業(多様な学習を支援する高等学校の推進事業)に「外部機関の教育力の活用」をテーマとして、取り組んでいることでも本校と一致している。

本校と大きく異なることは、校舎である。(写真) JR 山形駅から直結している、タワービルディングの 5 階から 10 階までが校舎という、ユニークな構造空間に各教室が配置されている。生徒には校門や昇降口をくぐることなく直接教室に行ける、という気軽さがある。

霞城学園高校の取組で最も印象に残ったのが、「CS(キャリアサポート)プロジェクト」である。これは、生徒に社会力・生活力・基礎学力等を身につけさせるための多彩な企画を用意し、外部人材や外部機関と教職員が連携しながら年間を通して行うもので、卒業生の就職未内定者が激減するなど、着実に成果をあげているようである。

中でも、「総合的な学習の時間」に置かれた「ライフスキルアップセミナー」と、特別活動として位置づけられた「ソーシャルスキルアップトレーニング」は、その指導内容・指導方法が確立され、年間計画にも位置づけられている。月に 2 回、同じ内容の講座を設定し、生徒は自分の時間割に合わせて受講できる仕組みになっている。不登校経験者や発達障害・学習障害を持つ生徒に対して、生活力・社会力を身につけさせ、さらに自己肯定感を高めさせる大きな効果が期待できる。また、多くの教職員が参加して一緒に講習を受けるなど、教職員の資質向上にも活かされている取組であると感じた。

プロジェクトの組織・概念図



2 福島大学大学院 人間発達文化学類

(1) 対応者 鈴木庸裕教授(大学院人間発達文化研究科)

(2) 訪問日 平成28年12月9日(金)

(3) 報告内容

社会福祉士・学校心理士で、『「ふくしま」の子どもたちとともに歩むスクールソーシャルワーカー』ほか、多数の著書がある鈴木庸裕教授を訪ね、高等学校におけるソーシャルワークの実践方法と課題等についてご教示いただいた。

まず、高校での効果的なSSWの活用について、様々な提案をいただいた。現在、本校のSSWは個々のケースに対して知識や経験、スキルを十分に生かして迅速・丁寧に対応しているが、3人ものSSWが常駐しているのだから、社会福祉サービスの紹介や、困らないための予防法など、すべての生徒に関係する取組にSSWを活用するよう、指摘された。

取組	具体的な取組方法
授業サポート	「生活保護」、「若年妊娠」、「ブラックバイト」などについて、家庭科や保健科、公民科等、該当する教科・科目においてSSWが講師となり、授業をサポートする。
学校内公開講座	SSWが、「福祉」、「精神医療」、「労働法規」等、異なる(得意分野の)テーマを掲げた講座を設定し、生徒は自由に講座を選び、聴講する。(年間行事に位置づけると、さらに効果が上がる。)
法務教室	少年犯罪や自殺など、若者問題に直面している少年鑑別所の法務官による講話で、説得力がある。法務省も推奨している。
生徒向けSSW通信	社会福祉、医療、ソーシャルスキル等について、専門用語を使わずに、生徒・保護者に紹介・説明する定期的な情報発信。

上記取組を実施するにあたって、SSWに、どんな力を育てたいのか、どのように生徒と接したいのか、それが分かる「事業案」を作らせる、教職員の担当者を交えてグループワークで作成するのも協働が図られ、効果的である。

教職員との協働について鈴木教授は、「困り感を持つ生徒に対して、学校の先生がその生徒の家庭環境や生い立ちを知れば知るほど解決策が見つからず、逆に先生が困ってしまうことが多々ある。学校の先生の専門は学業なのだから福祉の知識がないからといって、肩身の狭い思いをする必要はない。生徒の環境の設定は福祉の専門家に任せればよい、外注すればよいのである。」と、私たち教員にとっては肩の荷が少し軽くなる、ほっとする言葉をいただいた。ただし、当然、丸投げは許されず、ケースについて定期的に話し合いの機会を持ち、モニタリングすることを欠かさぬよう、釘を刺された。

社会福祉教育は「社会」と「自分」と「仕組み」を教える教育である。大切なことは、「困った時、自分から言える、助けを求められる人間」を育てることであり、そのために社会の仕組みを今のうちにしっかりと教えておくことである。「この人、助けてくれそうだな」と感じる大人に子どもは話しかける。「この人」が、今の学校の職員の中に数多くいるといい、と感じた。

SSWという外部人材との協働は、教職員の「意識改革」とチーム対応という「組織改革」をもたらす。そして、それらを学校改革の両輪に据えることで学校は甦り、「子どもたちの学びの基礎」を築くことができる、と強く確信した。

3 大阪府教育庁教育振興室高等学校課

(1) 対応者 主任指導主事生徒指導総括、指導主事

(2) 訪問日 平成 28 年 12 月 14 日(水)

(3) 主な報告内容

【SSW に関する事業について】

大阪府の高等学校では現在、3つの事業に基づいてSSWが配置されており、平成28年度は、「キャリア教育支援体制整備事業」6校、「様々な課題を抱える生徒の高校生活支援事業」4校、「エンパワメントスクール生徒支援体制整備事業」5校の合計15校である。配当時間数は年間72時間から264時間と学校によって様々であるが、定時制課程に限定した「様々な課題を抱える生徒の高校生活支援事業」については、各校とも年間264時間(週1回5時間程度)である。

「様々な課題を抱える生徒の高校生活支援事業」は平成28年度から31年度にかけての事業である。貧困をはじめとする様々な課題を抱える生徒が多く在籍する定時制課程において、「生徒個々の状況に応じた、外部機関との連携」、「インターンシップ等の様々な体験の機会による自己肯定感の醸成」を進め、福祉や労働等の社会資源と繋げることで課題の解決を支援し、学校への定着を図ることを目標としている。そのため、SSWの配置はもちろんのこと、専門的知識に精通した人材(弁護士、医師等)からのスーパーバイズを得られる体制も構築されている。外部人材が一堂に集う場が必要だと考え、年4回連絡会議が設けられている。

また、大阪府のSSWは1校1人の配置であり、社会福祉士、精神保健福祉士等、社会福祉に関する専門的な知識、経験を有する者が担う。SCは臨床心理士の資格を有する者が担っている。

SSWに関連する校内組織体制についての特色は、各校で「中退防止コーディネーター」を配置していることが挙げられる。中退防止コーディネーターの校内での位置づけは、学校により違いがあり、生徒指導担当や教育相談担当が兼ねている場合が多い。また、授業時数を少なくし、動きやすいよう教員が加配されている。情報共有やその後の課題解決に向けては、まず担任、中退防止コーディネーターや教育相談担当、養護教諭等で小ケース会議が行われる。次に、管理職等が入るケース会議が行われ、SSWに繋げるかSCに繋げるかなどが検討される。コーディネーターが1人で繋ぎ先を判断すると、かえって情報が滞ってしまうことがあり、校内ケース会議で検討するようになっている。頻繁に小ケース会議が行われている学校や、教職員間の風通しがいい学校は、SSWをはじめ外部人材がうまく活用されている。一方で、外部人材活用の認識がズレていて本来の業務ではないことを行っている例もあり、各校での体制にはバラつきがみられるのが課題である。

SSWの導入は、義務教育の方が早いため、高校は優秀な人材を確保することが大変である。校内体制の面では、SSW専属の係が無いことが義務教育との違いである。そのため、要支援のケースの把握のしづらさがある。義務教育で手厚く支援されてはいるが、家庭環境を変えるところまではやりきれておらず、その結果、高校段階で支援が必要な生徒も多い。兄弟が多い家庭で、必要があれば小中学校と連携することができるが、情報の引継ぎ

は壁が高いのが現状である。

SSW の配置数についてだが、担当者が 1 人の場合、仮に配当時数が増えても、1 つの事案に深く入り込むことになることが多いため、1 人の SSW が同時に抱えることができる事案数には限界がある。一方、複数配置はより多くの事案を同時に扱うことができるため、望ましいと考える。また、1 人の SSW では先に進むことが困難な事案も、他の SSW からスーパーバイズを受けることで解決への糸口が見えることもある。複数配置でより効果的に運用していくためには、SSW 間の情報共有が必至であり、引継ぎのための勤務時間の重なりが必要である。

【生徒の情報収集について】

生徒の情報収集については、平成 26 年度から、すべての府立高校で入学前に全員が「高校生活支援カード」を記入・提出することになっている。学校側はこのカードから生徒・保護者からの情報を収集することができる。将来の目標（本人記入）地域との関わり（保護者記入）安心して安全な高校生活を過ごすために（保護者記入）の内容となっており、これまでの学校生活や必要な支援、配慮等について、入学前に把握することができ、必要に応じて保護者との面談や中学校訪問が行われている。また、何かあった際に支援カードを見て確認する等、入学後の支援にも用いられている。

4 大阪府立和泉総合高等学校

(1) 対応者 定時制 教頭

(2) 訪問日 平成 28 年 12 月 14 日(水)

(3) 主な報告内容

昭和 38 年 4 月に大阪府立和泉工業高等学校(全日制)として開校、昭和 42 年に自動車科および機械製図科を定時制の課程として開設した学校である。平成 17 年 4 月に大阪府立和泉総合高等学校(多部制単位制)に改変された。



定時制の課程は、自動車整備系列、ものづくり・ビジネス系列、パソコン・英会話・教養系列の 3 系列がある総合学科である。中学校からの進学者に加えて、学び直しや資格の取得等を考える生徒のニーズもある。地元である和泉市、泉大津市の生徒が約 60%、隣接市である堺市、高石市の生徒を含めると地元の生徒が約 85% を占める。

チームで生徒を支援するため、平成 25 年度校内会議(すべての教員で構成。生徒の課題や困っていることを共有する場)、校内ケース会議(教頭、主席(主幹)、支援教育コーディネーター、養護教諭、生徒指導主事)で構成。校内会議で挙げた生徒の課題の整理、見立てを行い、課題解決に向けての方向性、外部機関との連携を検討)を立ち上げる。支援を行う中で、地域福祉総合相談員(1)、子ども家庭センター、和泉市人権文化センター進路選択支援事業(2)、和泉市教育委員会こども部こども未来室等との連携を進める。平成 27

年度校長マネジメント予算でSSWを年間10回配置（和泉市と和泉総合高校で勤務）。ケース会議に参加し、見立て、外部機関との連携の指導をする。今年度からは「様々な課題を抱える高校生の学校生活支援事業」により、SSWは週1回5時間配置となった。SCは月1回配置されている。

学校として年間3回、市とケース会議を行っており、また、「要保護児童対策地域協議会」のケース会議にも積極的に参加し、連携を深めている。

- 1: CSW: コミュニティーソーシャルワーカー・・・和泉市が市内8か所に相談支援センターを設け、そこに配置された福祉の専門資格を持った総合相談員。子どもから高齢者、障害の有無に関わらず、どんな人でもどんな内容でも相談することができる。学校の教員が生徒の個人情報を持って相談に行くことはできないため、生徒本人が相談に行く必要がある。平成25年度に研修会を持ち、和泉総合高校との連携を始めた。
- 2: 和泉市役所総務部に所属する人権文化センターで実施されている相談事業。中学校から紹介されカルテが作成されており、本人・保護者の了承があれば、高校との情報のやりとりができるようになっている。

今年度は学校での勤務自体が初めてというSSWが配置されており、業務内容は1回5時間の勤務の内、約1時間はケース会議に出席、残り4時間程度は生徒対応の場合が多い。座席は職員室の中にあり、学校組織の一員として機能している。生徒は、SSWについて「学年だより」を通じて知っており、授業に入っていったり、廊下で直接声をかけたりすることから、相談に繋がることもある。

教頭、主席(主幹)、養護教諭(2人)、生徒指導主事(兼中退防止コーディネーター)、教育相談担当(兼支援教育コーディネーター)、サポートチームメンバー(若手教員3人)の計9人で構成される「生徒サポートチーム」が今年度4月に立ち上がった。「校内会議」で生徒本人の問題だけでなく、生徒を取り巻く環境も含めた情報を共有し、課題の掘り起こしをしている。週1回行われている「校内ケース会議」では、担任としてできること、学校としてできること、外部機関との連携が必要であることに仕分けする作業をし、その結果を「校内会議」にフィードバックしている。「ケース会議」はSSWの勤務日である木曜日に設定され、SSWが参加できるようになっている。また、年間10回配置されているSCも、勤務日であれば参加している。昨年度は年間で6、7件のケースが解決に向かった。指導というよりも、「どこに繋ぐか」が重要であり、教員が個々に動いている「糸」をSSWが「ネット」にするイメージである。

情報の収集、引継ぎについては、大阪府立の高等学校共通の「高校生活支援カード」を入学説明会時に配布、生徒・保護者が記入し、入学式前に提出してもらっている。質問は、大阪府共通のもののみで追加事項はないが、表紙は本校独自で、生徒写真を添付、年次、クラス、担任名や住所、出身校を記入する欄がある。次ページ以降には保護者や家族構成、連絡先等を記入する欄があり、このカードが「生徒個票」を兼ねている。2年次には、生徒、保護者別でこれまでの高校生活の様子に加え、進路希望に特化した「高校生活支援カード」を記入・提出し、学校生活支援の見直し・確認だけでなく、進路支援へと繋げて

いる。中学校からの情報の引継ぎについては、府と市町村の違いがあり難しい面があるが、行政や福祉などの外部機関と連携することで、様々な情報を共有することができている。

5 大阪府の取組から本校のSSWの活用を考える

(1) 校内体制の再整備

- ・「担任は誰に相談すればよいか、その後の動きはどうなっていくのか」といった、問題事案が生じた際の流れを定め、見える化し、全職員に周知徹底することが必要である。
- ・ケース会議の必要性はさることながら、より機動力のある、小ケース会議を頻繁に行うことが問題解決の糸口に繋がると考えられる。ケース会議、小ケース会議を定期的に行うために、基本構成員を改めて決め、会議の日時を設定しておく必要がある。また、1人の担当者がSSWやSCへの繋ぎ先を判断するのではなく、ケース会議で対応を検討するという方式も、様々な問題を抱えている生徒が多い本校に適していると考えられる。
- ・大阪府の「中退防止コーディネーター」は、加配の教員が配置されており、授業時数が軽減されている。そのため、小回りが利き、素早く対応することが可能であるが、本校で同様の取組を考えることは現状では難しいであろう。コーディネーターの教員がクラス担任から外れることで時間的余裕を確保する程度の改善は可能か。

(2) 情報収集・引継ぎ

- ・大阪府立高校が入学生徒全員に提出させている、「高校生活支援カード」では、入学前に生徒および保護者から情報が寄せられるため、これまでの学校生活や必要な支援・配慮等について事前に把握することが可能である。そのため、入学後の対応も迅速に行われ、非常に効率が良いと思われる。「入学前の情報共有」が一つのポイントであるが、入学式前に生徒および保護者が集まる場がなく、提出書類一式を入学式に提出している本校では前例がなく、個人情報の提供という側面からも、検討課題は複数考えられる。
- ・「高校生活支援カード」の記載内容を元に、中学校訪問や保護者との個別面談を実施しているとのことだが、本校は生徒の通学範囲が広域に及び、転入・編入の生徒も多く在籍しており、前籍校への訪問も加わると実現には困難さが伴う。同様に、生徒が居住しているすべての市の行政とケース会議等を行い、生徒の情報を共有することも困難さが伴う。また、高校の教員が市の要保護児童対策地域協議会に参加し、外部機関との連携を強めることは、現状では難しい。

(3) その他

- ・SSWの複数配置の利点を最大限に活かすのであれば、執務場所の確保は最優先事項である。現在、生徒相談室の一隅を執務場所としているが、相談内容の重さ等を鑑みても、独立した場所の確保は急務である。
- ・本校に必要なのは、教育（学校）経験の有無よりも、社会福祉士、精神保健福祉士等、社会福祉に関する専門的な知識・経験を有するSSWである。また、SSWとしての執務に集中するために、服務規程、旅費規程等をしっかり定めることが必要である。
- ・外部人材（SSW、SC）が集まり、それぞれの情報を共有する場が必要である。抱え込みすぎによる行き詰まりを防ぐことができると共に、それぞれの強みを活かし互いにスーパーバイズし合うことで、よりよい解決策が生み出されることもある。

質問紙による生徒の実態調査

昨年度は11月に1回実施した質問紙による心理検査を、今年度は5月と11月の2回実施した。

1 使用した質問紙調査について (Hyper-QU)

- ・学校生活における生徒個々の意欲や満足度、学級集団の状態を質問紙によって測定する。
- ・「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート(学校生活意欲尺度)」、「いごちのよいクラスにするためのアンケート(学級満足度尺度)」、「日常の行動をふり返るアンケート(ソーシャルスキル尺度:配慮とかかわり)」で各20項目、「悩みに関するアンケート」で13項目の合計73項目に回答。
- ・第1回、第2回ともゼミの時間に、ゼミごとに20分程度で実施した。
- ・6月17日(金)の校内研修会では、この調査の開発を手がけたお一人である早稲田大学非常勤講師の水谷明弘氏をお招きし、活用法についての講義を行っていただいた。

2 調査結果で注目した点

(1) 「要支援群」に位置する生徒 ()は回答者総数

	プライマリー	1・2年次	卒年次	合計
5月	5人(129人)	11人(235人)	3人(131人)	19人(495人)
11月	5人(115人)	9人(238人)	2人(118人)	16人(471人)

この中で、2回とも「要支援群」に位置している生徒は、プライマリーで1人(「Aさん」とする)1・2年次で2人(Bさん、Cさん)卒年次で1人(Dさん)の4人であった。

この4人の学校での状況は次のとおりである。

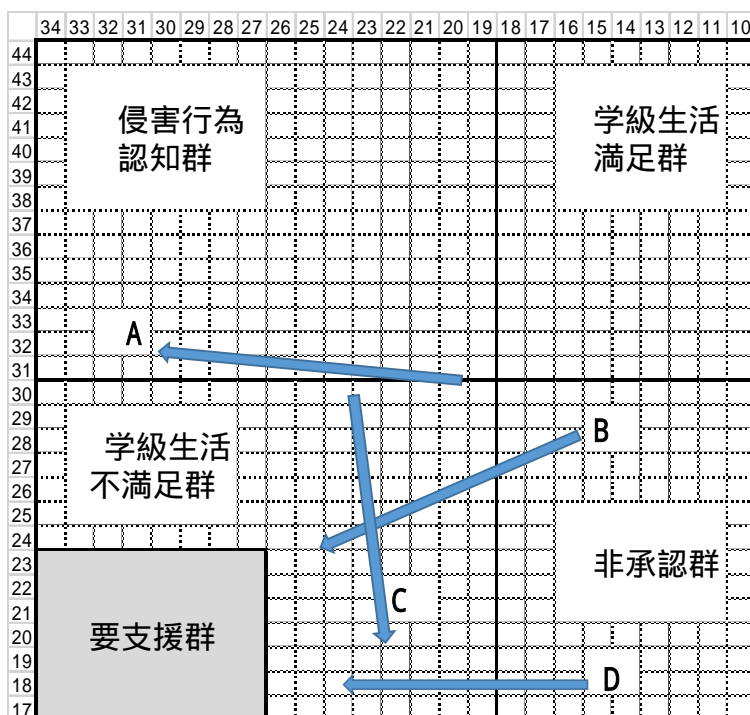
「Aさん(男)」:小中学校でも不登校経験あり。本校入学後、4～5月は登校できていたが、だんだん欠席が多くなり、前期は授業日数92日のうち欠席が54日となつてしまい、修得単位数は0であった。後期になつても、水曜日のゼミの時間だけは出席するという状態が続いている。しかし、本人は焦る様子もなく、来年度の履修登録には前向きな姿勢を見せている。SSWには関わっていない。

「Bさん(男)」:寡黙なタイプで学校内での友人は数人のみ。コミュニケーション能力は非常に低い。担任が話しかければ、しっかり受け答えが出来る。また、出席状況は極めて良好で、3年間での卒業も可能などところにいる。SSWに相談するタイプではなく、わが道を行くという感じである。

「Cさん」:かなり自分勝手な行動が目立つ。孤立しているわけではないが、周囲から迷惑がられる行動も多々みられる。本校3年目だが履修状況は悪く、来年度もまだ卒年次に上がれないことが確定している。

「Dさん」:本校への入学は10年前。途中、精神的に不安定となり休学期間が長かった。昨年度も休学明けでやや不安定だったが、今年度は欠席もほとんどなく、卒業に漕

(3) 「前回との比較表」で変動が大きい生徒



グラフの見方

横軸は非侵害得点、縦軸は承認得点

学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている生徒

いじめや悪ふざけを受けているか、他の生徒とトラブルがある可能性が高い生徒

いじめや悪ふざけを受けてはいないが、学級内で認められることが少ない生徒

耐えられないいじめや悪ふざけを受けているか、非常に不安傾向が強い生徒、要支援群の生徒はその傾向がさらに強い

グラフ中のA～Dの生徒に対する担任のコメント

「Aさん」 配慮の尺度、かかわりの尺度も1。夏休み明けから行動が気になる生徒。欠席も目立つようになった。

「Bさん」 11月は薬の影響で落ち込みが激しい時期だった。その後、不得意科目の英語をあきらめたことで気持ちに余裕が出てきて、体調も良くなった。

「Cさん」 友人は多いが、授業にはほとんど出ていない。周囲の目が気になり、教室での座席を後ろにするなどの配慮が必要。

「Dさん」 学習意欲が低く、授業中も「うわの空」状態。個別に指導すれば何とか取り組むが、自主的な取り組みは見られない。

3 まとめ

(1) 生徒の状況から

- ・学校を欠席し、この調査を受けていない生徒がおよそ3割いる。調査結果は、学校生活に順応し、登校ができている生徒が中心となっている。そのため、全体的な傾向が、望ましい方向に引っ張られていることが推察される。
- ・担任としては、欠席してこの検査を受けていない生徒のほうがむしろ心配であると考えている。また、中には、どの質問項目にも「1」で回答したり、すべて「3」で回答したりする生徒もあった。

(2) 対応の方向性

ア 昨年度は次の3点が挙げられていた

生徒同士のヨコの関係をつくる機会を教員が意識的に提供する必要がある。

年間4回行われる面談においてチェックポイントを共有しながら生徒把握を深め年次会を活用し、SSWへの早期相談へ繋げていく。

ソーシャルスキル尺度に関して「他者と関わろうとしない」傾向の強い生徒が、各年次11～13%いる。ゼミ活動や学校行事を活用し、生徒同士が協働的に関わる場面やソーシャルスキルトレーニングを行う場面などを計画的に盛り込みたい。

イ 今年度の結果について

に関して、生徒会活動や保健委員会、部活動の活性化を図ってきた。部活動では野球部の部員増で試合に出場できるようになり、新たに「百人一首同好会」が生徒の希望から発足した。

に関して、年次会の機能がまだ不十分で、「担任から年次主任、年次主任からSSWへ」の相談体制が確立していない。

に関して、文化祭でのクラス展、10月の「ゼミ活動の日(ゼミごとに計画し実施する「遠足」のようなもの)」などで、積極的に関わろうとする生徒が、昨年に比べて増えており、その中からリーダーシップを発揮する生徒も多くなった。(生徒をやる気にさせる担任の指導も大きい)一方で、集団での行動に参加できずに、「ゼミ活動の日」には図書室登校をもって出席扱いにする配慮も行っている。

その他(来年度に向けて)

この質問紙調査は、「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート(学校生活意欲尺度)」、「いごちのよいクラスにするためのアンケート(学級満足度尺度)」、「日常の行動をふり返るアンケート(ソーシャルスキル尺度:配慮とかかわり)」という3つの観点から成り立っている。各クラス(ゼミ)の人数が最大でも17人(少ないゼミは10人未満もある)では、この調査で「クラスを意識させる」ことや、「クラスの中での自分の立ち位置を測る」には無理があったかもしれない。

そもそも、集団での活動が苦手な生徒が多く入学してくる本校においては、クラス作りそのものに力を入れてきたわけではない。週に一度のゼミの時間に集まり、それなりの時間を過ごすというスタンスである。それでも挙げたように、文化祭でのクラス展では、ほとんどのクラスが参加し、その準備には熱心に取り組んでいる生徒も多い。

今後も、どの教員も「クラス中心で」という雰囲気には持っていかず、生徒にとってできるだけ負担感が少なく、その中でも気の合った仲間が作ればよいと考えている。個別面談の資料としてはこの調査はある程度有効だった。来年度は調査方法を改善するなどして、実際に困っている生徒への直接的な支援が行えるように工夫していく必要がある。

生徒、保護者から見た SSW の効果検証のための聞き取り

SSW から支援を受けた経験を持つ、生徒及び保護者から SSW による支援の効果を検証するために聞き取り調査を行った。

保護者を対象とした聞き取りに関しては、支援対象生徒の保護者からの協力が得にくく、聞き取り自体が難しい状況にあることが明らかになった。このことは、事前にある程度は予想していたが、保護者と生徒との関わりが希薄であったり、保護者自身が問題を抱えていたりなど、実際に調査を進める中で、問題を抱える生徒の家庭環境の苦しい状況が再確認された。

以下の生徒の声は、生徒に書込みを依頼したメモの記載事項や面接での聞き取り内容をもとに本校の教育相談担当者が、それらを要約したものである。また、保護者の声については、子どもが SSW の支援を受け、自身も面接等の直接支援を受けた経験を持つ保護者に電話で聞き取りを行い本校の教育相談担当者が、内容を要約したものである。

< 支援を受けた生徒の声 >

A 子 （卒年次）

卒年次に上がった矢先に、家庭内でトラブルが起こり精神的にまいっているところを、ある先生が「とても信頼できる方々だから」と紹介してくれたのが、相談室にいらっしゃるスクールソーシャルワーカーさんでした。親身になって話を聞いてもらい、「一人で抱え込まずにいつでも相談してね。」と声をかけてもらった時、重苦しい不安が取り除かれたのを感じ、その後も度々相談に乗ってもらいました。

今無事に進路が決まり、卒業までを落ち着いて過ごせるのも、先生方とワーカーさん達の連携があり、その両方に見守られ、助けてもらったおかげだと思っています。

B 子 （卒年次）

私には精神疾患があるため、安心して落ち着ける居場所があると助かります。スクールソーシャルワーカーさん達は、いつも私のことを穏やかに迎えてくださるので、気楽に訪ねて行くことができ、些細な日常会話から家族のこと等深刻な悩みまで、何でも話しやすくとても助かっています。ワーカーさん達に話を聞いていただき、アドバイスをしてもらうことで、日頃のストレスを和らげ、優しい気持ちになることができます。

C 子 （卒年次）

私にとって、スクールソーシャルワーカーさんは一番話ができる大人の人で、とても大事な存在です。人間関係についてや進路の相談をする中で、自分の性格を見直すきっかけを与えてもらい、人と関わる術を学びました。「大人の対応」という言葉を教わり、一つひとつよく考えながら行動するようになったのもワーカーさんのおかげです。話をすることで悩みや疑問に思っていたことがすっきりし、大人の人に相談することが自分にとって大事なことだと気づけたことも収穫です。ワーカーさんに出会えて良かったです。

D子（1.2年次）

両親とトラブルがあり、家出をしたときにスクールソーシャルワーカーさんに相談しました。私の精神状態として、両親と直接顔を合わせるのは難しかったので、祖母と連絡を取り合い、いろいろな対応をしてくれました。私の体調も悪く、アルバイトもやめてしまったことから、通院のための保険証や、新たなアルバイトを探すためのマイナンバーカードが必要であることを両親に伝えてくれ、祖母を通じて受け取れるように段取りをしてくれたことには、特に感謝しています。今は無事に家に帰り、家族とも学校の話や進路の話をしたり、一緒に出掛けたりできるようになりました。

E男（1.2年次）

感情をうまく抑えることができず、母親との間でトラブルが発生し、スクールソーシャルワーカーさんと関わることになりました。トラブルはスムーズに収束しましたが、それから週一で話す機会を作ってもらい、家庭での様子や近況を雑談のように話しています。また、親と問題が起きている友達にワーカーさんを紹介したこともあります。大人だけど、大人と感ぜさせないフレンドリーな雰囲気話してくれるので、友達に言えないことも相談でき、助かっています。今では、民生委員の方や病院の先生とも繋がっているの、とても安心しています。

< 支援を受けた保護者の声 >

保護者F（1.2年次）

娘が家出をした際にお世話になりました。家出は、親として「ダメなものはダメ！」と伝える過程で手が出てしまい、そのことへの反発からでした。

私自身もうろたえてしまい、どこから何をしたいかわからない状態でしたが、スクールソーシャルワーカーの方に第三者的な立場で話を聞いてもらっているうちに、冷静になれたし、「いろいろなお子さんと関わってきたけれど、親を心の底から嫌っている子はいない。好きだからこそ理解してもらいたくて、いろいろな行動にでるんですよ。」という言葉に救われました。そういった過程を経て娘は家へ戻って来ましたが、私自身、今は以前より落ち着いて娘に対応できている気がします。

保護者G（1.2年次）

息子が家庭内で問題を起こしたことを発端に、スクールソーシャルワーカーの方に関わっていただくことになりました。思いも寄らず問題が大きなことになってしまい、息子の今後の高校生活についてや、親としてどのように対応していけばいいのか等、不安でいっぱい時に心の内を受け止めてもらい、御助言いただけたことは、本当に心強く有難かったです。そのほかにも、困っている内容によって、どんな所に相談にのってもらえば良いかなどを教えていただき今でも助かっています。

学校の先生に加えて良き相談の場があるということは、生徒のみならず保護者にとっても大きなことだと感じました。

無事に問題が解決し、家庭内が落ち着いた現在も、息子は定期的にワーカーさんとお話をしているようです。継続的に支援していただき、良い関係を築くことができているようで、親としてとても感謝しています。

それぞれコメントから、SSW の力量が優れていることに加えて、SSW の活用が一定の成果をあげていることが分かる。ただし、SSW に関して好意的な記述が目立つのは、任意で行われた聞き取り調査に協力的であった生徒や保護者のコメントであるため、それぞれの前向きな人柄が記述に影響している可能性も否定できない。

また、いずれの記述にも SSW の直接支援（相談）に関するコメントが見受けられ、生徒や保護者は SC によるカウンセリングと同様に感じていることが分かる。このことから、次年度は、教職員、生徒ともに SSW と SC との守備範囲に関する理解を深め、SSW の効果的な活用方法を探る必要があると考えた。

XI 平成 28 年度 SSW 活用に関する実践報告

平成 29 年 1 月 27 日（金）に静岡中央高等学校において開催された静岡県高等学校定時制通信制副校長・教頭会第 2 回研究協議会において、「平成 28 年度多様な学習を支援する高等学校推進事業」における、SSW 活用に関する実践報告を行った。県教育委員会高校教育課定時制の課程・通信制の課程担当指導主事、顧問校長、県下の定時制、通信制の課程をもつ 21 校の、副校長・教頭 29 人、県教委指導主事 1 人、顧問校長 1 人が出席した。



SSW の人材、勤務形態をはじめ、本年度 SSW が関わった事例等を中心に事業の概要を報告した。各定時制、通信制の高校は、報告の中で紹介した事例と類似した問題を抱えており、共感的に理解される部分が多かった。

この会議の出席者を対象に、「自校に SSW の配置や派遣を望むか」を調査したところ、21 校すべてが、「望む」と回答した。出席者との協議の中でも、定時制の課程、通信制の課程に在籍する生徒の抱える問題は共通しており、問題解決に向けては、病院や福祉機関との連携が不可欠であるとの意見で一致した。

平成 27 年度から SSW を配置されている単位制による定時制の課程の副校長や教頭からは、配置されている SSW の意見として「生徒を取り巻く問題が複雑化しているなかで、SSW の存在価値は高いと感じているが、現状ではスクールカウンセラーとの違いについて理解している教職員は少ないようだ。どのように活用したらよいか分からない状態にあると思う。」「学校内の先生方による格差を感じている。配置校には様々な困難を抱えた生徒が在籍しているが、SSW にあがってくる案件は、特定の先生方からのものに限られている。学校内での SSW の活用に関する理解と周知、教職員の温度差を解決することが重要だ。」などが紹介された。

解決すべき課題はあるものの、当日の出席者から、福祉分野に関する専門性をもち、医療・福祉機関等との連携を得意とする SSW の配置を望む声は非常に強かった。

X 課題と今後の取組

1 組織的対応の更なる改善

SSW の導入から 2 年が経過するが、SSW を最大限に活用できる校内体制について模索を続けている。問題発生から SSW に繋がるまでの流れが数通りあり、情報の伝達系統が定まっていないのが現状である。全ての教職員が SSW を活用し、一人でも多くの生徒の支援に当たれるよう次年度も引き続き組織的対応が可能な校内体制の改善を図りたい。

2 SSW 活用に対する意識向上

前年度と比較して SSW の存在と有効性は教職員の間浸透している。しかし本年度実際に SSW と協働して生徒の支援にあたった教員はまだ一部に限られている印象がある。P.7【表 5】「ミニケース会議一覧」にある出席者を具体的に確認すると、SSW と協働した経験を持つ教員は、その後継続して SSW との協働を望み、支援要請をする傾向が見られた。生徒の抱える困難の内容により、適切に SSW への支援を要請し、いわゆるリピーターとなっていることが分かった。

また、1月に SSW に講師を依頼し、校内研修会を行ったところ、職員の事後アンケートに「K氏(SSW)の分析は非常に的を射たものだと思います。機会があれば、どのような時に SSW の先生に相談すると良いか具体的な事例を示してくれると相談しやすくなると思いました。」という記述があった。このことから、SSW を研修等で活用することは、SSW への支援要請をスムーズに行うことに繋がると思われる。再度、研修会での活用を望む声も少なくなかった。

そこで、今以上に気軽に支援要請の声をあげられるよう、協働の場を増やしたり、研修会で活用したりするなどして SSW 活用に対する意識向上に努めたい。

3 事例の蓄積と教員の対応スキルの向上

これまでの 2 年間の事例の蓄積に加え、引き続き事例を積み上げ、教員の対応スキルの向上を図りたい。現状では、問題解決に向けて SSW と協働した経験を持つ教員のみが、SSW の専門的知識やアセスメント・プランニングに触れることができ、対応スキルを向上させているように思われる。本校の教員は概して発達の問題がある生徒への対応などにおいて一定以上の理解と指導力があると思われる。更なる指導力向上に向けて以下について実施を検討したい。

(1) 支援事例のフィードバック

より多くの教員が、対応できる問題の領域を広げ、ソーシャルワークの視点を取り入れた対応スキルを向上させるためには、これまでの SSW と協働した支援事例のうち本校で起きる可能性が高い事例を抽出し、全教員にフィードバックすることが有効だと考える。具体的には、簡単な事例集を作成し教員間で情報共有したい。

(2) 支援事例のケーススタディ

SSW との協働をとおして教員の対応スキルが向上することは考えられるが、年間を通じて SSW に支援を受ける生徒の数は限られており、SSW と関わる教員も限られてしまう。そこで本校で頻発する典型的な事例に関して、SSW を助言者(スーパーパーザ

ー)に迎えケーススタディを行えば、教員の対応スキル向上に繋がるものとする。
校内研修会の年間計画にケーススタディを含む研修を組み入れたい。

4 SSWの予防的な活用

平成27、28年度とも本校のSSWの活用は、問題が顕在化した事例への対応がほとんどであった。問題発生後の対応はSSWの重要な業務であるが、SSWが持つ専門性を問題発生防止のために生かせば更に効率的な体制づくりが可能だと考えた。平成29年度は、対象を一般の生徒に広げ、自分から「SOS」を出せる能力の育成などを含め予防的な面での活用を試みたい。

5 高等学校におけるスクールソーシャルワークの特徴の整理

本県では平成20年度の途中から小・中学校にSSWの配置が始まり、現在全市町に配置されるに至っている。一方で県立高等学校への配置は、始まったばかりで本事業による配置を除けば2校のみである。本校に配置されているSSWとの協議において、小・中学校のスクールソーシャルワークと高等学校におけるスクールソーシャルワークの微妙な違いが指摘されることがあった。本県で始まって間もない高等学校におけるスクールソーシャルワークをより充実したものにするため、SSWの考えをもとに小・中学校におけるスクールソーシャルワークとの違いや注意点を整理してみたい。今後、本県の高等学校においてSSWの配置が進めば、小・中学校をフィールドとして活躍するSSWが高等学校のSSWを兼務せざるを得ない状況になると思われるので、その際の参考にもなるのではないかと考える。

6 派遣型配置におけるSSW有効活用

本年度の研究でSSWの常駐型配置の有効性を検証し、長所について分析した。しかしながら、本県で今後SSWの配置が進むと考えた場合、人件費や人材確保の点で、現在のような複数常駐型の配置を主流に配置が進むことは現実的に考えにくい。そこで次年度の研究では、派遣型配置におけるSSWの有効な活用方法を探ってみたい。

7 「支援事例集」の作成

3年間の相談事例を問題種別に分類・整理し、取扱注意の原則のもと成果報告書とは別の冊子にまとめる。冊子は、校内研修における資料(ケーススタディの事例)として活用するほか、教育相談室に保管し、個別の生徒支援の資料として随時活用する。本校内で発生した事例であるため将来的にSSWが交代した際にも新しいSSWの学校把握に有効に活用されるものと思われる。また、要請があれば、学校長の許可を得て他校に提供することも検討する。なお、掲載する事例は個人情報保護と守秘義務、倫理的配慮を踏まえ、本人が特定されないよう加筆・修正を行うこととする。

教員用(表面)

スクールソーシャルワーカー (SSW) に関するアンケート
(認知度の変化)

2017.1 月実施

性別 1 男 2 女 ()

1 SSW について、生徒に業務内容や本校に配置された目的等を説明できますか。 ()
よく説明できる まあ説明できる あまり説明できない 全く説明できない

2 SSW の業務として次の項目はどれくらい重要だと思いますか。 ~ で答えてください。
とても重要 まあ重要 あまり重要ではない 全く重要ではない

- (1) 生徒本人の状況の把握と課題の整理 ()
- (2) 家庭の状況の把握と課題の整理 ()
- (3) 課題を抱える生徒に関するケース会議における支援 ()
- (4) 外部専門機関 (児童相談所、福祉行政機関、医療機関等) との連携及び調整 ()
- (5) 学校全体における支援体制・チーム体制の整備 ()
- (6) 生徒に対する直接的働きかけ、支援 ()
- (7) 保護者に対する直接的働きかけ、支援 ()
- (8) 教職員に対する直接的支援、助言 ()
- (9) 教職員に対する研修の実施や研修に対する助言 ()
- (10) その他に「とても重要」と考える業務がありましたらお書きください。
()

3 SSW に実施してほしいこと、SSW への意見・質問などありましたら記入してください。
(例 1) 公民科の授業で、福祉サービスの種類や手続きの方法について説明してもらおう。
(例 2) 保健科の授業で、心や身体の健康のために適切な医療機関等を紹介してもらおう。
(例 3) 進路講話の中で、ブラックバイトへの対処法や労働法規について説明してもらおう。

スクールソーシャルワーカー（SSW）に関するアンケート （対応力・スキルアップ）

2017.1 月実施

- 1 これまでSSWと話をしたり相談をしたり、関わりがありましたか。
()あった ()なかった
- 2 「関わりがあった」とお答えの先生におたずねします。
関わりがあった事項に 印を付けてください。(複数回答可)
- () 生徒について情報交換を行った。
 - () 生徒への対応について相談した。
 - () 生徒の保護者や家庭について情報交換を行った。
 - () 生徒の保護者や家庭への対応について相談した。
 - () 生徒に対し有効な福祉制度についてアドバイスを受けた。
 - () 生徒の家庭に対し有効な福祉制度についてアドバイスを受けた。
 - () ケース会議に出席し、SSW や他の教員とともに、生徒や保護者への対応について情報交換や協議をした。
- その他 ()
- 3 「関わりがあった」とお答えの先生にお尋ねします。
SSW と関わりで、今までと変化があったものに をつけてください。(複数回答可)
- () 社会福祉制度について新しい知識を得た。
 - () 生徒や保護者(家庭)の状況を客観的に整理し、とるべき行動を考える参考になった。
 - () 生徒や保護者と話す際のポイント(話し方・聞き方)を整理することができた。
 - () 問題や困り感を抱える生徒へのアプローチのしかたや、問題解決のための手続きの進めかたを理解することができた。
 - () 学業に意欲的でない生徒や、長欠傾向の生徒への対応方法についてヒントを得た。
 - () 行政や医療機関等の外部機関へつなぐことについて、具体的なイメージがつかめた。
 - () 過去の自らの生徒指導について、他にも適切な方法があったのではないかと考えるようになった。
 - () SSW と相談室・保健室の連携、年次会・分掌との関わりなど、学校内の組織の構築について考えるようになった。
 - () SSW の助力を得ながらも、教員として当事者意識を持つことが大切だと思った。
 - () SSW と協力することで生徒や保護者へアプローチしようと積極的な気持ちになった。
 - () SSW との情報共有は生徒の個人情報外部に漏れる恐れがあり、心配だ。
 - () SSW のような専門性の高い人たちと教員が協働することには無理があると思う。
 - () 外部機関と連携して生徒と関わることは、学校の役割の範囲を越えていると思う。
- その他 ()

スクールソーシャルワーカーに関するアンケート

昨年度から、相談室に3名のスクールソーシャルワーカーの方が来てくれているのを知っていますか？

Q1～Q3の質問について、あてはまる記号を選んで○をつけてください。

Q4はあてはまる方の質問に答えてください。

どちらかを○で囲んでください

・生徒番号が「16」から始まる

・それ以外（生徒番号が「15」以前）

Q1 スクールソーシャルワーカーが本校に来てくれていることについて

- ア 昨年度から知っている
- イ 今年度から知っている
- ウ 知らない

Q2 これまでスクールソーシャルワーカーと話をしたり、相談をしたり、関わりがありましたか

- ア 昨年度も今年度もあった
- イ 昨年度のみあった
- ウ 今年度のみあった
- エ 昨年度も今年度もない

ア、イ、ウと答えた方に質問します（エと答えた方は、Q3へ進んでください）

スクールソーシャルワーカーと関わりを持った満足度を教えてください

- 1 とても満足
- 2 やや満足
- 3 どちらでもない
- 4 もう相談したくない

Q3 これから、スクールソーシャルワーカーと話をしたり、相談したり、関わりを持ちたいですか

- ア 持ちたい
- イ 持ちたくない

Q4 Q3で「ア 持ちたい」と答えた人は、どんな相談をしたいですか

Q3で「イ 持ちたくない」と答えた人はどうしてですか

スクールソーシャルワーカーって？・・・うらを見てね

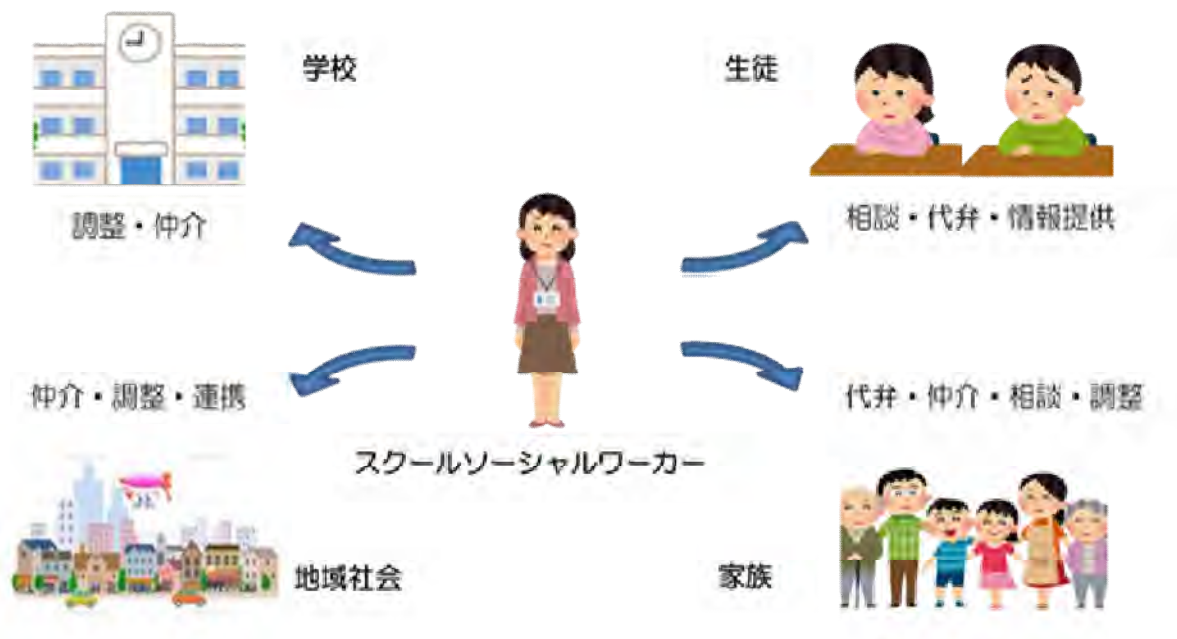
生徒用裏面

スクールソーシャルワーカーは、みなさんが困ったり、悩んだりした時に、相談にのってくださる頼もしい存在です。

家庭での生活、学校内外での困りごとなどについて、みなさんの立場に立ってまわりの環境を整理・調整することで、解決につながる糸口を一緒に模索してくださる社会福祉の専門家です。

例えばこんな相談

- ・授業に出たいけど、アルバイトもしなければならない
- ・卒業できる自信がない
- ・家に帰りたくない
- ・将来が不安
- ・アルバイト先で無理な要求をされて困っている



平成 28 年度多様な学習を支援する高等学校の推進事業検討会議 委員名簿

委員氏名	勤務先・職名等
荻野 達史	静岡大学人文社会科学部社会学科 教授
山城 厚生	静岡福祉大学 副学長
草野 智洋	静岡福祉大学社会福祉学部福祉心理学科 准教授
伏見 和久	静岡市子ども若者相談センター 所長
三森 重則	NPO 法人サンフォレスト 代表
大石 哲也	静岡労働局職業安定部職業安定課地方職業指導官